

飛騨市下水道事業経営戦略

令和 8 年度 – 令和 17 年度

令和 8 年 3 月

飛騨市

目次

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	3
1. 経営戦略の策定趣旨.....	3
2. 位置づけ.....	4
3. 計画期間.....	4
第2章 下水道事業の現状と課題	4
1. 下水道事業の現状と課題	4
（1）事業の概要	4
（2）下水道普及率と水洗化の状況	7
（3）管路や施設の状況.....	11
（4）使用料の状況	15
（5）一般会計繰入金の状況	16
（6）組織の状況	18
（7）経営の状況	20
第3章 経営の基本方針	33
1. 基本方針.....	33
第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み	35
1. 下水道事業の取り組み.....	35
（1）投資計画.....	35
（2）財政計画.....	38
（3）その他の取り組みの内容	40
第5章 投資・財政計画	42
1. 下水道事業の投資財政計画	42
第6章 経費回収率向上に向けたロードマップ	45
1. 下水道事業における経営戦略の目標.....	45
2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	46
第7章 計画の推進の点検・進捗管理の方法	47

※本稿での年表記の取り扱いについては、和暦表記で記載しております。

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

下水道は、市民の生活における環境衛生の向上と、便利で快適な豊かさを実感できる地域づくりを実現するうえで、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な施設と位置付けられています。

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、個別排水処理事業の6事業からなり、平成16年2月1日の町村合併以前から各旧町村（古川町・河合村・宮川村・神岡町）において事業が開始され、順次整備が進められてきました。令和6年度末には市内全域の下水道の整備工事が完了し、今後は、これまでに整備されてきた下水道施設の維持管理や、老朽化更新といった事業に重点を置く経営が求められています。

一方で、少子高齢化による人口減少、生活様式の多様化、省資源化など、社会情勢の変化に伴い、下水道事業の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されています。下水道事業をはじめとする公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、将来10年間の投資・財政計画である「経営戦略」を平成29年3月に策定（令和4年3月に改定）し、計画的な維持管理、施設整備を行ってきました。

「経営戦略」を改定してから4年が経過し、下水道事業を取り巻く環境も変化しており、令和6年度からは地方公営企業法の全部を適用し、企業会計の考え方による予算・決算を導入しました。こうした事業環境の変化等に対応するため「経営戦略」を改定することといたしました。

本市下水道事業経営戦略は、これら経営環境の変化に中長期的な視点で適切に対応し、経営基盤の強化を図るとともに、財政マネジメントの向上に取り組み、将来にわたって市民の皆さんに持続的・安定的な下水道サービスを提供していくための指針として策定をするものです。

2. 位置づけ

人口減少等に伴う使用料収入の減少や、管路及び施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、全国的に下水道事業の経営環境は一層厳しさを増しています。本経営戦略は、令和4年1月総務省通知（総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号）で公表された『「経営戦略」の改定推進について』として、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るために、PDCAサイクルを通じた定期的な見直しとして位置づけるものです。

下水道整備の完了や事業環境の変化に対応した投資・財政計画の見直し、予算・決算の企業会計への移行に伴って事業の損益状況・資産状況が明確に把握できるようになったことを反映し、将来にわたって持続的・安定的な下水道事業を継続するために、「飛騨市下水道事業経営戦略」を改定します。

同戦略は、本市が令和7年3月に策定した「第2期 飛騨市総合政策指針」との整合性を図りながら、「持続可能な飛騨市」を実現するため、同指針に掲げられた施策目標の達成を目指して、具体的指針として示すものです。今後の下水道事業の最上位計画として、下水道事業における主要施策等に反映します。

3. 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

(1) 事業の概要

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

事業名	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	簡易排水事業	小規模集合排水処理事業	個別排水処理事業
供用開始年月日	平成8年 3月22日	平成14年 3月29日	平成7年 4月3日	平成8年 4月1日	平成30年 4月2日	平成8年 4月5日
地方公営企業法の適用	令和6年4月1日（全部適用，管理者非設置）					
全体計画面積	607ha	77ha	713ha	28ha	17ha	18,708ha
全体計画人口	15,600人	2,360人	7,630人	255人	80人	1,056人
処理区域面積	607ha	77ha	713ha	28ha	17ha	374ha
処理区域内人口	15,836人	1,375人	2,987人	73人	19人	296人
水洗化人口	14,185人	1,247人	2,768人	73人	19人	296人
下水道管布設延長	150km	35km	68km	3km	1km	-
終末処理場数	2箇所※	2箇所	11箇所	3箇所	1箇所	167基
水洗化人口	14,185人	1,247人	2,768人	73人	19人	296人
流域下水道等への接続の有無	無	無	無	無	無	無

※汚泥処理場は含まない。

図表 2-1 下水道事業の概要図

(令和7年3月31日現在)

① 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が構築及び管理しています。

汚水処理を行うため、市が維持管理する下水処理場があるものを「単独公共下水道」、県が管理する流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」といい、本市は「単独公共下水道」にあたります。

また、下水道には、汚水と雨水を同じ下水道管で集めて排除する「合流式」と、汚水と雨水を別々に集めて排除する「分流式」があり、本市は雨水の処理を行わない「分流式」を採用しています。

② 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において下水を排除又は処理すること、かつ処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区における下水道をいいます。

③ 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農林水産省の所管事業で、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいいます。

④ その他の排水処理事業

・簡易排水事業

農林水産省が所管する事業で、山村等の中間地域において、食料供給機能等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のため、各戸から排出されるし尿及び生活雑排水を集合処理する施設をいいます。

・小規模集合排水処理事業

総務省が所管する事業で、農業振興地域において、小規模なものの整備促進を図るために市町村が汚水等を集合的に処理する施設をいいます。

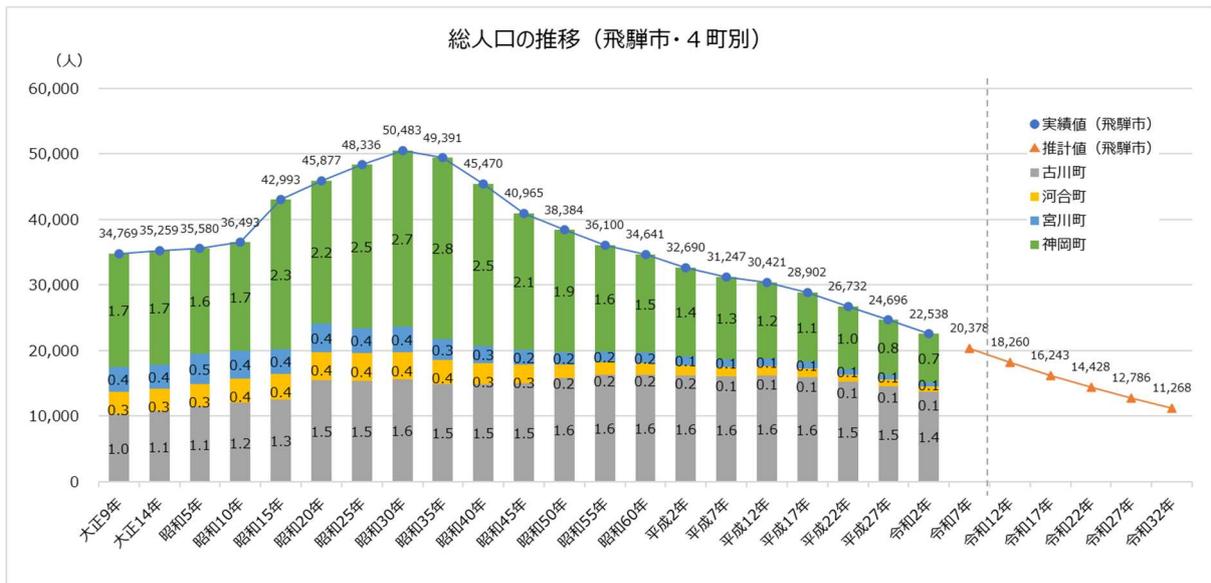
・個別排水処理事業

総務省が所管する事業で、下水道や農業集落排水施設等の区域以外の区域において、生活雑排水等の処理の促進を図るため、市が個別住宅等へ合併処理浄化槽の整備を行う事業をいいます。

(2) 下水道普及率と水洗化の状況

① 行政区域内人口と下水道処理人口

本市の行政区域内人口は、第2期飛騨市総合政策指針（令和7年度）によると、昭和30年度をピークに継続して減少傾向にあります。令和32年度には、約1.1万人へと現在の人口の約半分になることが予測されています。

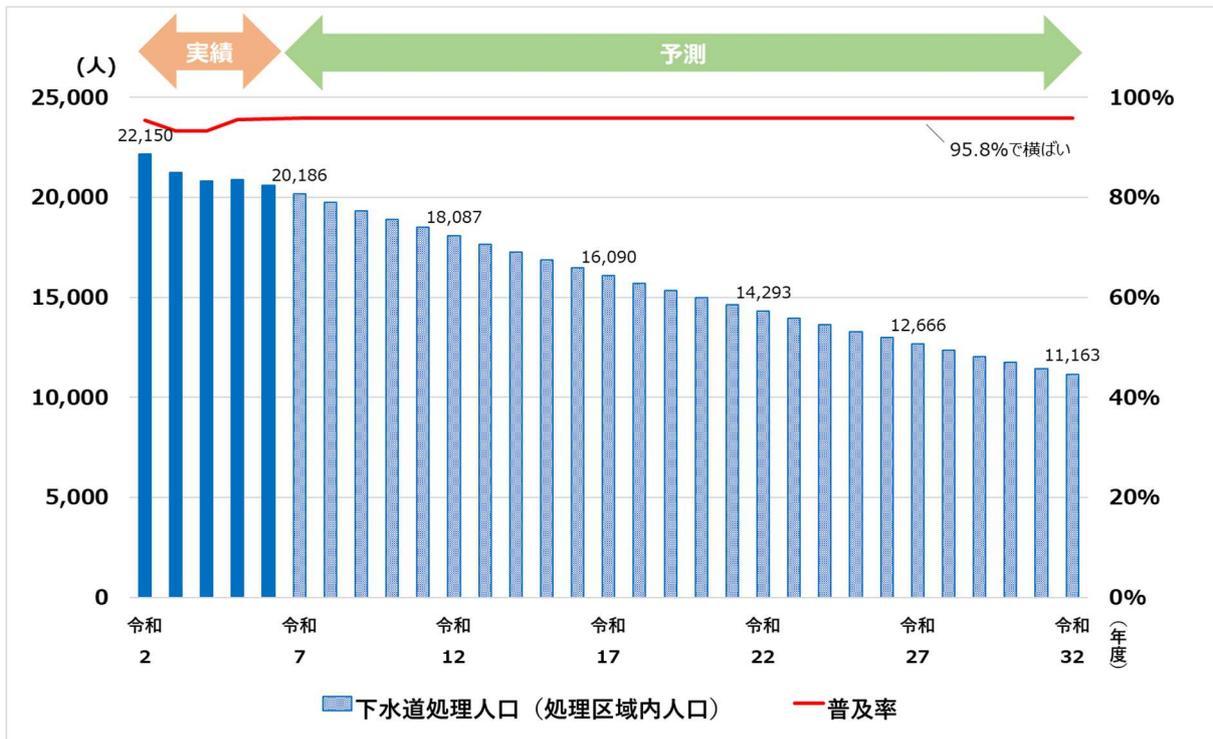


図表 2-2 飛騨市の人口推移
(出典：第2期飛騨市総合政策指針)

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

下水道事業の下水道処理人口は、下水道整備の推進により令和2年度の22,150人から令和6年度には20,586人と7.1%減少しています。今後も、行政区域内人口が減少傾向にあるため、下水道処理人口も緩やかに減少する見込みです。また、下水道普及率は、令和6年度に下水道整備が完了したことに伴い、令和6年度以降は横ばいになると見込んでいます。



図表 2-3 下水道処理人口の実績と見通し

これらの人口動態、下水道普及率を考慮すると、将来の下水道処理人口は、令和17年度に16,090人、令和32年度には11,163人と減少していくことが見込まれます。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいては、第2期飛騨市総合政策指針（令和7年度）に基づきながら、令和6年度までの人口動向などを考慮して推計しています。

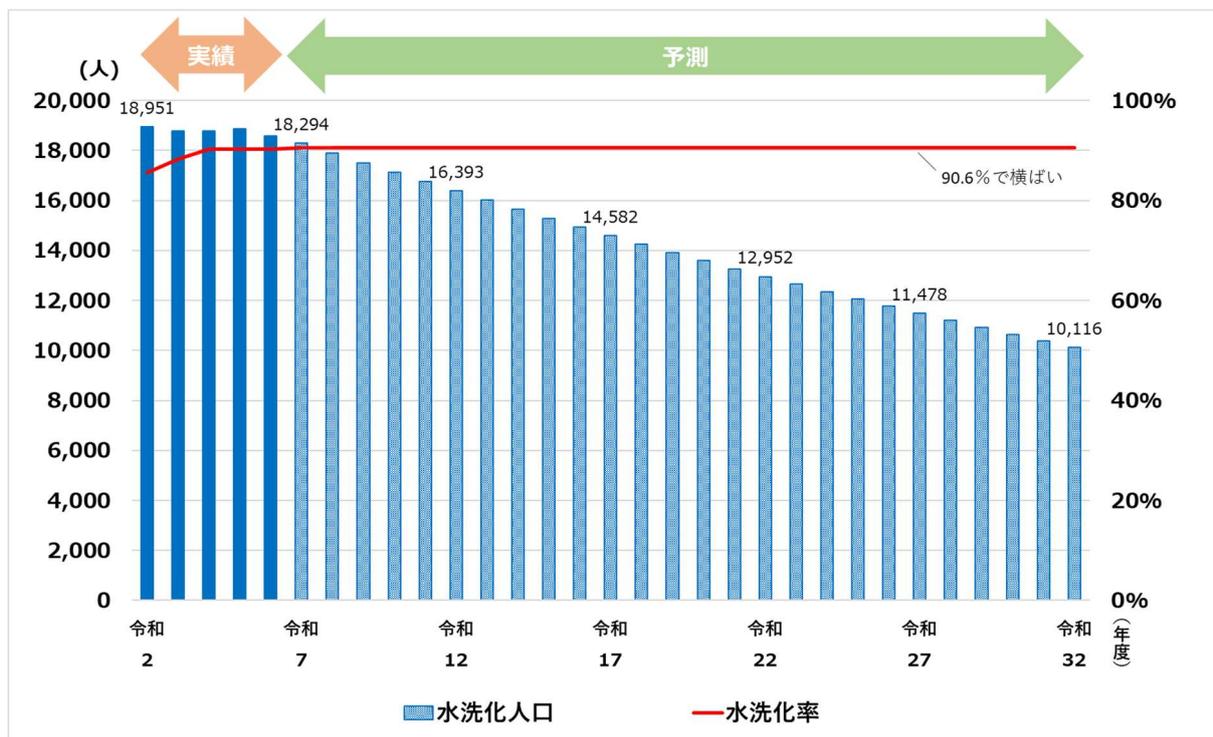
《関連指標の推移》

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	指標説明
普及率	95.4%	93.3%	93.3%	95.5%	95.7%	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを示す指標

② 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本市の下水道事業における水洗化人口は、令和2年度の18,951人から令和6年度には18,588人と1.9%減少しています。また、水洗化率については令和2年度から令和6年度にかけて4.7ポイント増加し、90.3%となっています。

今後は水洗化率が概ね横ばいとなることを見込まれる一方で、将来的には人口の減少に伴い令和32年度には10,116人まで水洗化人口も減少することを見込まれます。



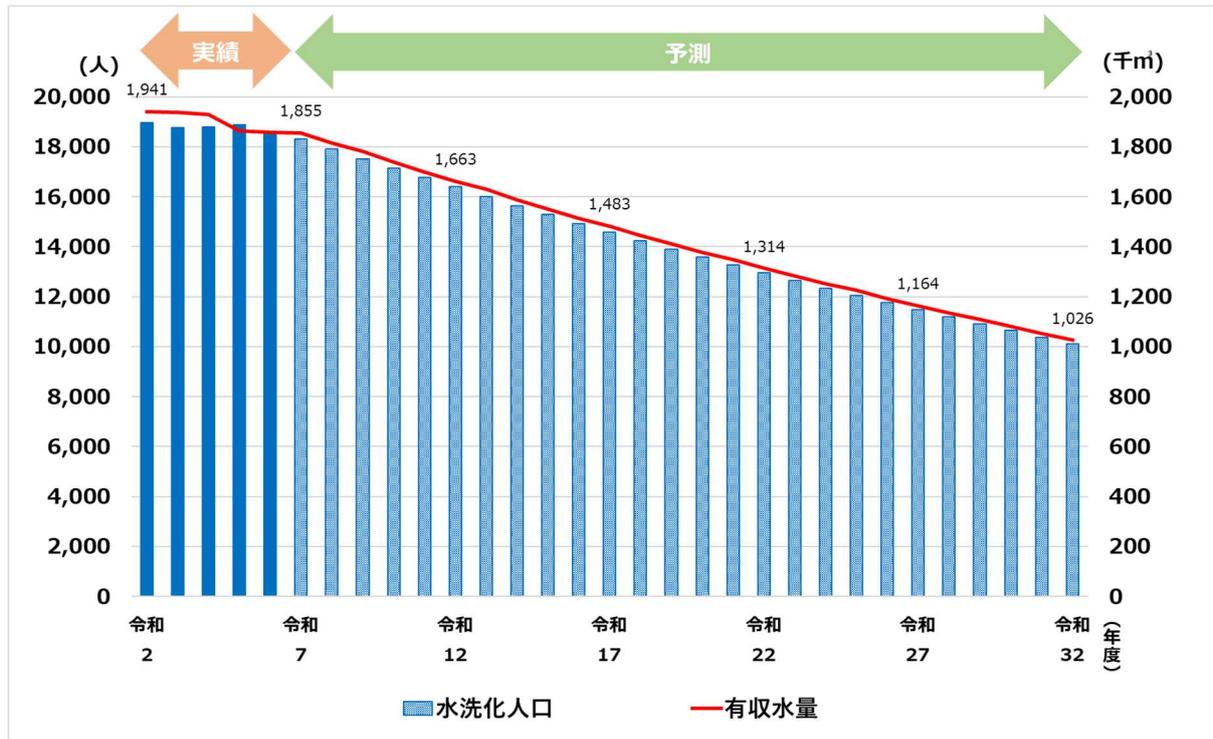
図表 2-4 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

◀関連指標の推移▶

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	指標説明
水洗化率	85.6%	88.3%	90.2%	90.3%	90.3%	下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを示す指標

③ 水洗化人口と有収水量の見通し

有収水量は、令和2年度の1,941千 m^3 から令和6年度には1,858千 m^3 と4.3%減少しています。今後の有収水量についても、水洗化人口の推移に伴い減少することが見込まれます。

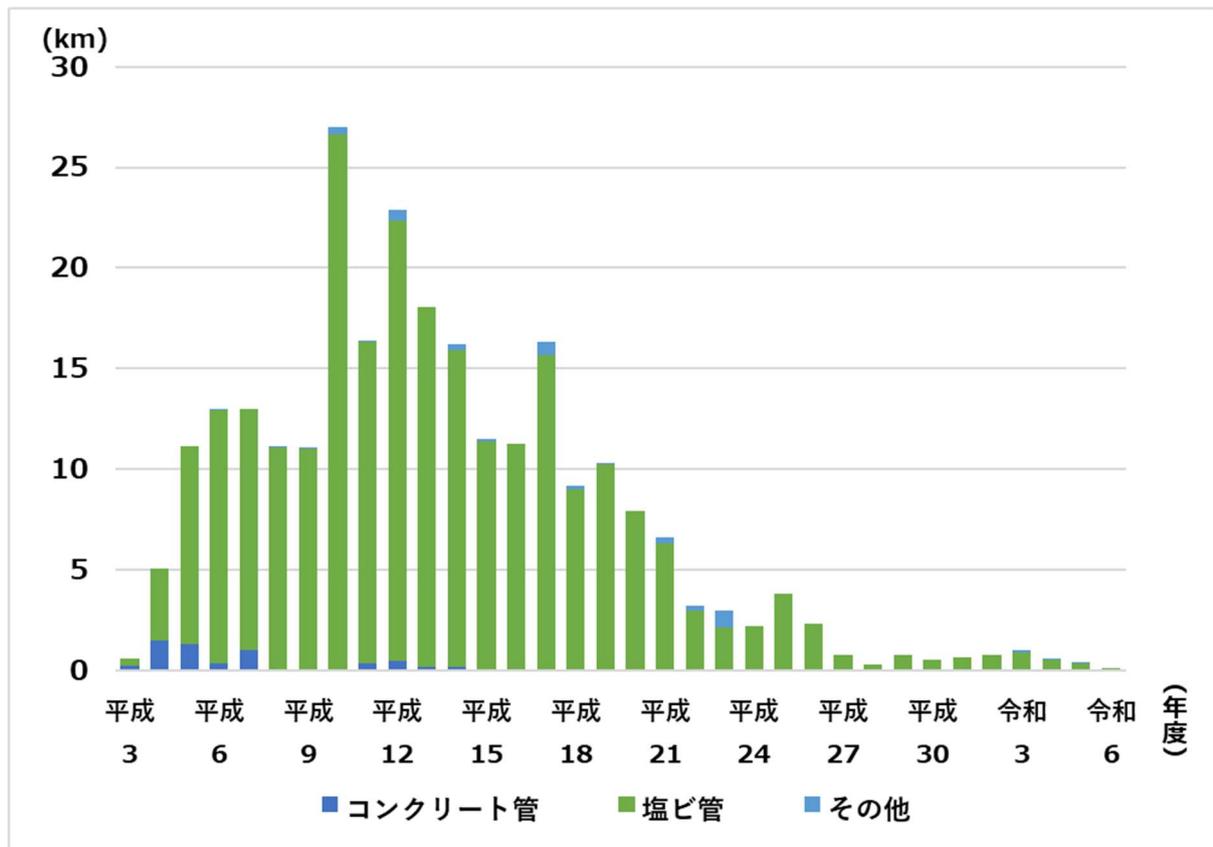


図表 2-5 水洗化人口と有収水量の見通し

(3) 管路や施設の状況

① 管路の状況

令和6年度末時点での市内の管渠延長は約257kmとなっております。下水道事業は平成7年4月から供用開始しており、令和6年度に下水道整備計画を完了しました。管路の耐用年数は50年であり、現時点では本格的な更新投資が必要な状況ではありませんが、更新には多額の費用が必要となるため、計画的に老朽化対策を進めていきます。



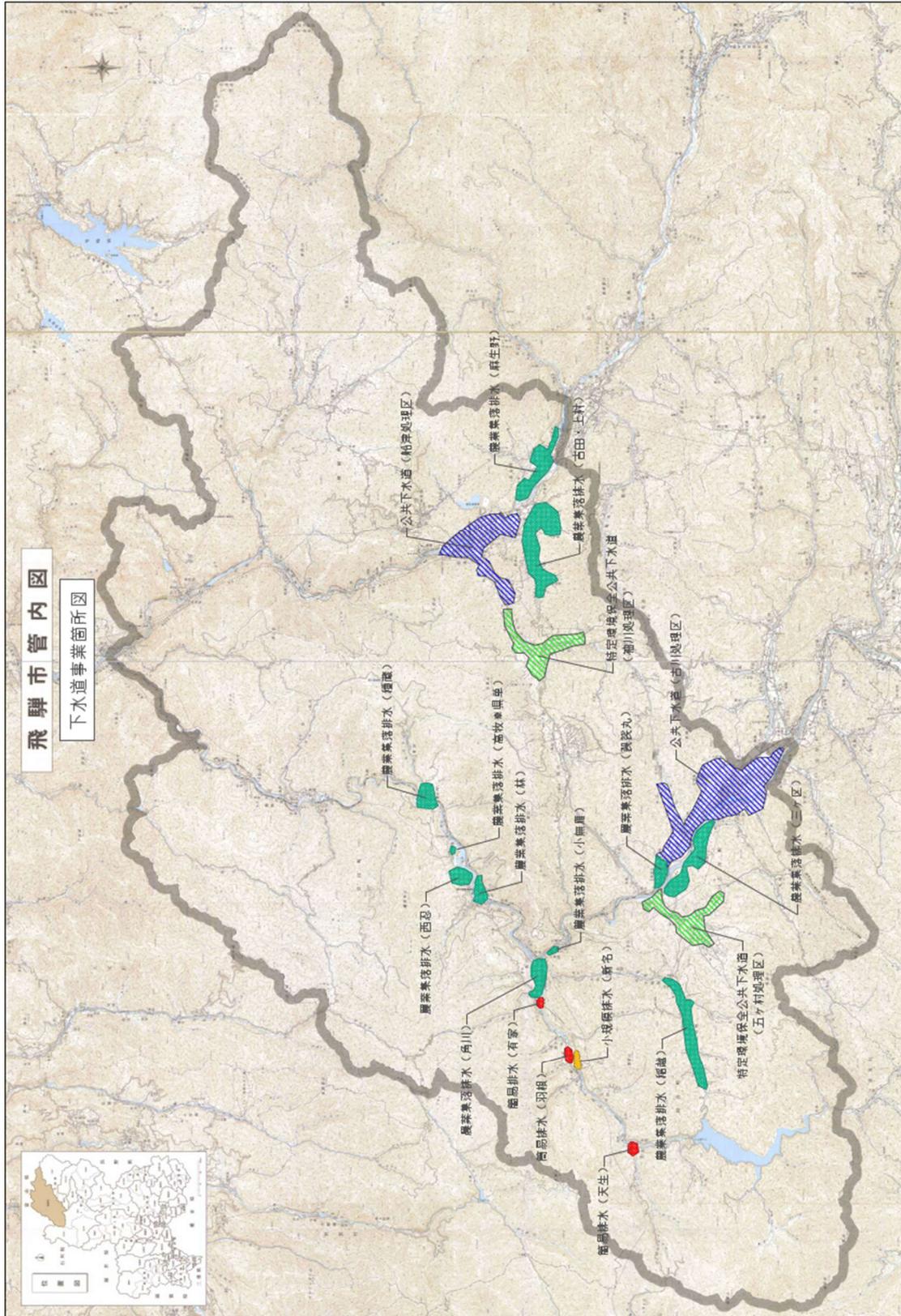
図表 2-6 汚水管の整備年度別管路延長

《関連指標の推移》

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	指標説明
管渠老朽化率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標であり、管渠の老朽化度合を表したものの

② 下水道施設の状況

本市における下水道の整備区域は以下のとおりです。



図表 2-7 下水道の整備区域図

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

本市下水道事業は令和7年3月末現在、現認可区域 1441.6ha に対し 100%の整備が完了しています。

また、市内に 19 か所の下水道処理施設を整備しています。

No.	事業	施設名称	供用開始日
1	公共下水道事業	古川浄化センター	平成8年3月22日
2		神岡浄化センター	平成17年4月1日
3	特定環境保全公共下水道事業	山田川浄化センター	平成14年3月29日
4		五ヶ村浄化センター	平成15年3月31日
5	農業集落排水事業	三ヶ区浄化センター	平成7年4月1日
6		西忍農業集落排水処理施設	平成7年11月1日
7		袈裟丸浄化センター	平成9年2月18日
8		角川農業集落排水処理施設	平成11年4月1日
9		高原川上流浄化センター	平成11年3月29日
10		種蔵農業集落排水処理施設	平成12年5月15日
11		林農業集落排水処理施設	平成13年5月1日
12		稲越農業集落排水処理施設	平成16年9月22日
13		吉田川浄化センター	平成17年4月1日
14		小無雁農業集落排水処理施設	平成18年4月1日
15	簡易排水事業	高牧集落排水処理施設	平成7年4月1日
16		有家簡易排水処理施設	平成8年4月17日
17		天生簡易排水処理施設	平成10年4月15日
18		羽根簡易排水処理施設	平成12年4月3日
19	小規模集合排水処理事業	新名小規模排水処理施設	平成13年4月1日

図表 2-8 下水道施設の一覧

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題



所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 3629 番地 1
供用開始年月日	平成 8 年 3 月 22 日
処理能力	最大処理能力 6,600 m ³ /日

図表 2-9 古川浄化センター及び施設概要

③ 管路や施設の見通し

老朽化対策については、耐用年数を経過した管路はないため、主に施設の更新に取り組んでいます。

下水道の整備は、令和 6 年度に管路の整備は完了したため、今後は計画的な施設等の更新に加え、施設の統合や適切な規模による効率的な運用が必要となります。

(4) 使用料の状況

①現在の下水道使用料体系

本市の下水道の使用料体系は図表 2-10 及び図表 2-11 のとおりです。10 m³までは、使用水量にかかわらず一定の基本使用料であり、使用水量が 10 m³を超える場合は、使用した水量によって使用料単価が高くなる逓増制の使用料体系となっています。

(税抜)

種別	基本使用料 (1 か月)		従量使用料 (1 か月)	
	使用水量	使用料	使用水量	1 m ³ につき
一般	10 m ³ まで	2,000 円	11 m ³ ~30 m ³	110 円
			31 m ³ ~50 m ³	150 円
			51 m ³ ~200 m ³	200 円
			201 m ³ 以上	270 円
公衆浴場	10 m ³ まで	2,000 円	11 m ³ 以上	10 円

図表 2-10 公共下水道、特定環境保全公共下水道、農村下水道の使用料

(税抜)

種別	基本使用料 (1 か月)		従量使用料 (1 か月)	
	使用水量	使用料	使用水量	1 m ³ につき
一般	10 m ³ まで	1,800 円	11 m ³ ~30 m ³	90 円
			31 m ³ ~50 m ³	130 円
			51 m ³ ~200 m ³	180 円
			201 m ³ 以上	250 円

図表 2-11 個別排水処理施設の使用料

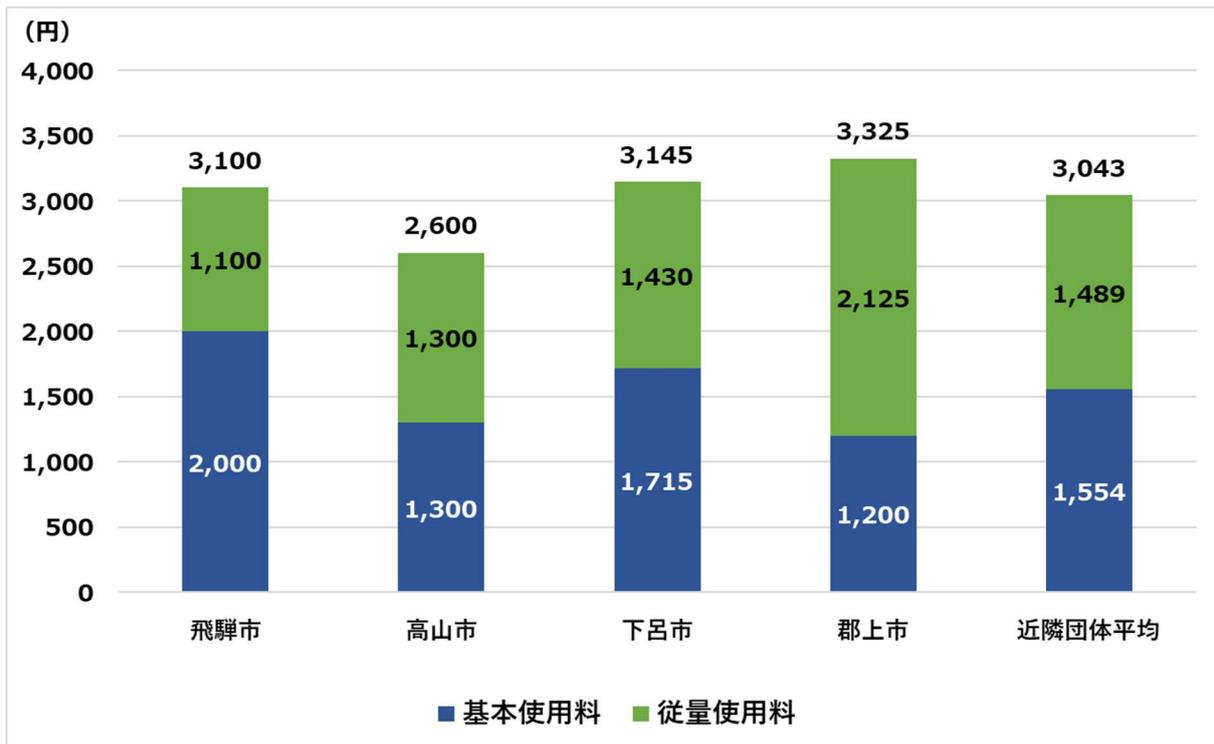
②使用料改定の状況

本市は、平成 16 年度の町村合併を実施したのち、平成 23 年 4 月に使用料体系を市内で統一料金とするために平成 23 年から平成 25 年にかけて段階的措置を実施しました。

平成 26 年度以降は、消費税率の改定に伴う消費税額の増額を除いて、下水道使用料等の改定は行っていません。

③近隣市の状況

1 か月あたり 20 m³の使用料（税抜）の状況を近隣自治体と比較すると、図表 2-12 のとおり、本市の使用料総額は近隣団体平均よりやや高く、基本使用料が近隣団体よりも高めの設定となっています。



※1:令和7年10月現在の1か月分（税抜）の金額で比較

※2:飛騨市は個別排水処理施設以外の下水道使用料により比較

※3:郡上市は2ヶ月毎の検針のため、40 m³の半分 20 m³の金額により比較

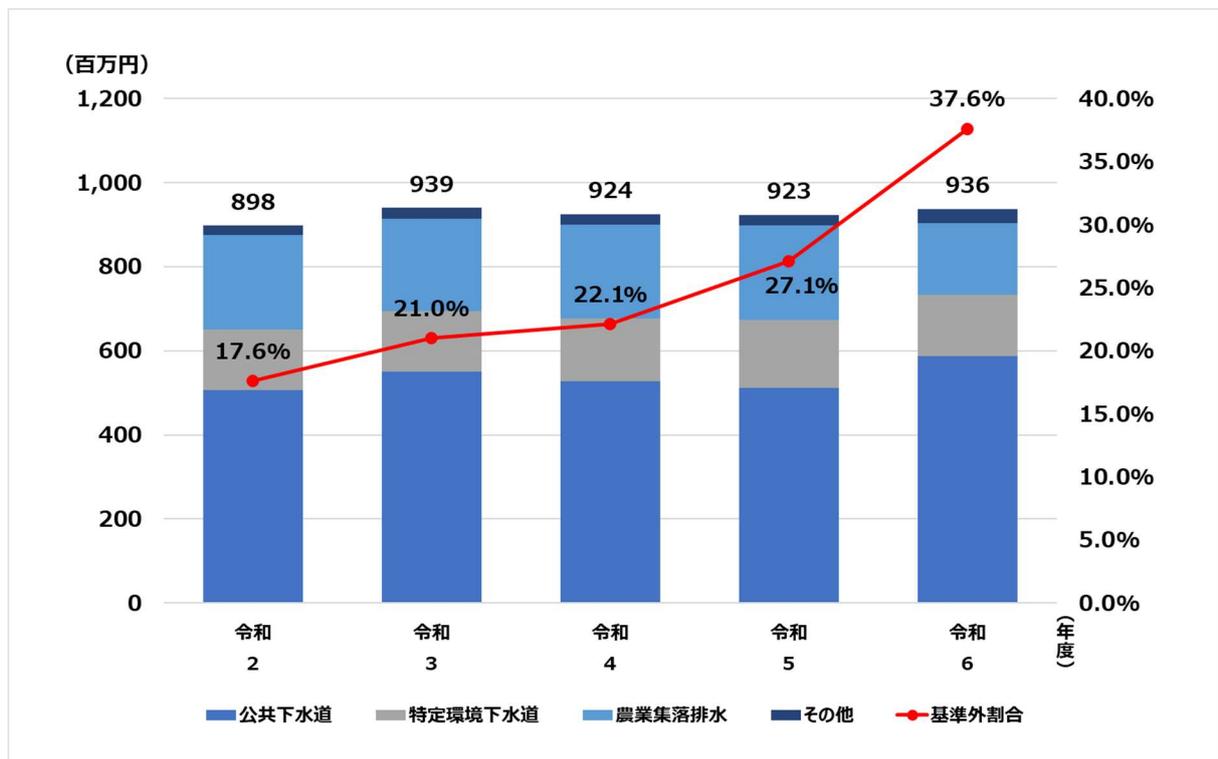
図表 2-12 近隣市との下水道使用料の比較

(5) 一般会計繰入金の状況

下水道事業で発生する費用は下水道の使用料だけでなく、公費、すなわち一般会計からの繰入金でも賄われています。繰入金の種類は大きく2つに区分することができ、総務省が定める繰出基準に基づく繰入金を「基準内繰入金」、繰出基準に定めがない繰入金を「基準外繰入金」といいます。

- ① 基準内繰入金： 一般会計から公営企業に対する繰出の基準として、総務省が示す経費に対する繰入金。一般会計側は当該基準の考え方に沿って繰り出しを行った場合、その一部を地方交付税等によって補われます。
- ② 基準外繰入金： 上記①の繰出の基準に示されていない経費に対する繰入金。

本市の一般会計からの繰入金は、令和6年度 936百万円となりました。そのうち、基準外繰入金は 352百万円で繰入金全体の 37.6%となっています。

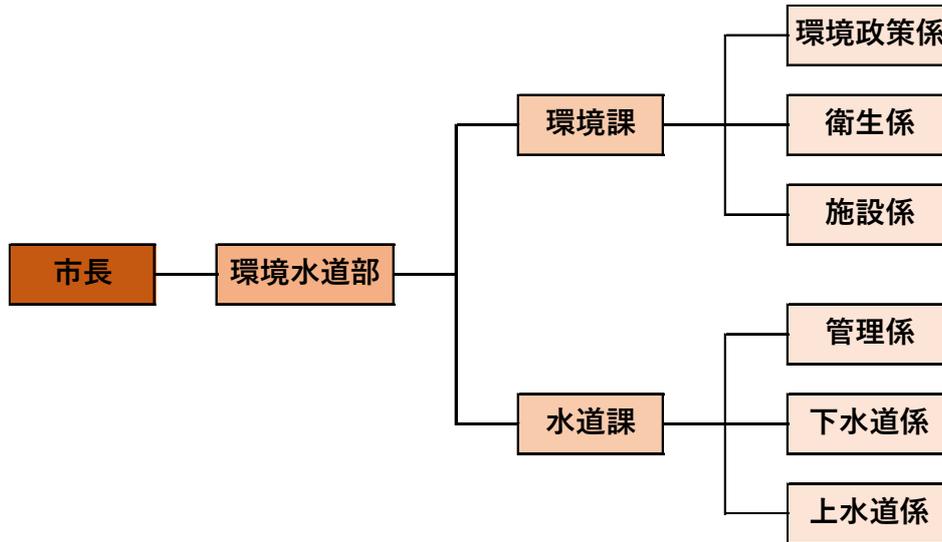


図表 2-13 繰入金の推移

(6) 組織の状況

① 組織の状況

下水道事業における組織体制及び各課における担当の主な業務は以下のとおりです。



図表 2-14 組織図（令和7年4月1日現在）

部名	課名	担当名	主な事務分掌
環境水道部	環境課	環境政策係	・環境基本計画、地域脱炭素化に関すること
		衛生係	・ごみ収集、公害、墓地、畜犬に関すること
		施設係	・ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場に関すること
	水道課	管理係	・上・下水道料金事務に関すること
		下水道係	・下水道事業、合併浄化槽、下水道施設管理に関すること
		上水道係	・水道事業、水道施設管理に関すること

図表 2-15 主な事務分掌

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

② 職員の状況

本市の下水道事業に従事する職員は令和6年度では5名であり、地方公営企業法適用に伴う専属の事務職員を除くと、職員の増減はありません。

44歳までの中堅、若年層は少なく、中堅、若年層の年齢構成の平準化とともに、各職種における職員の育成及び技術継承が課題となっています。

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事務職員数	3	4	4	4	3
技術職員数	2	2	2	2	2
合計	5	6	6	6	5

※管理者及び、会計年度任用職員（旧臨時職員）を除いている。

※振興事務所の一部職員は兼務のため除いている。

※現場を主とする実務職員を技術職員数としている。

図表 2-16 職員数の年度別推移

(各年度3月31日時点)

(単位：人)

年齢	事務職員	技術職員	合計
25歳未満	0	1	1
25～34歳	0	0	0
35～44歳	0	0	0
45～54歳	2	1	3
55歳以上	1	0	1
合計	3	2	5

※管理者及び、会計年度任用職員を除いている。

※振興事務所の一部職員は兼務のため除いている。

※現場を主とする実務職員を技術職員としている。

図表 2-17 職員年齢構成

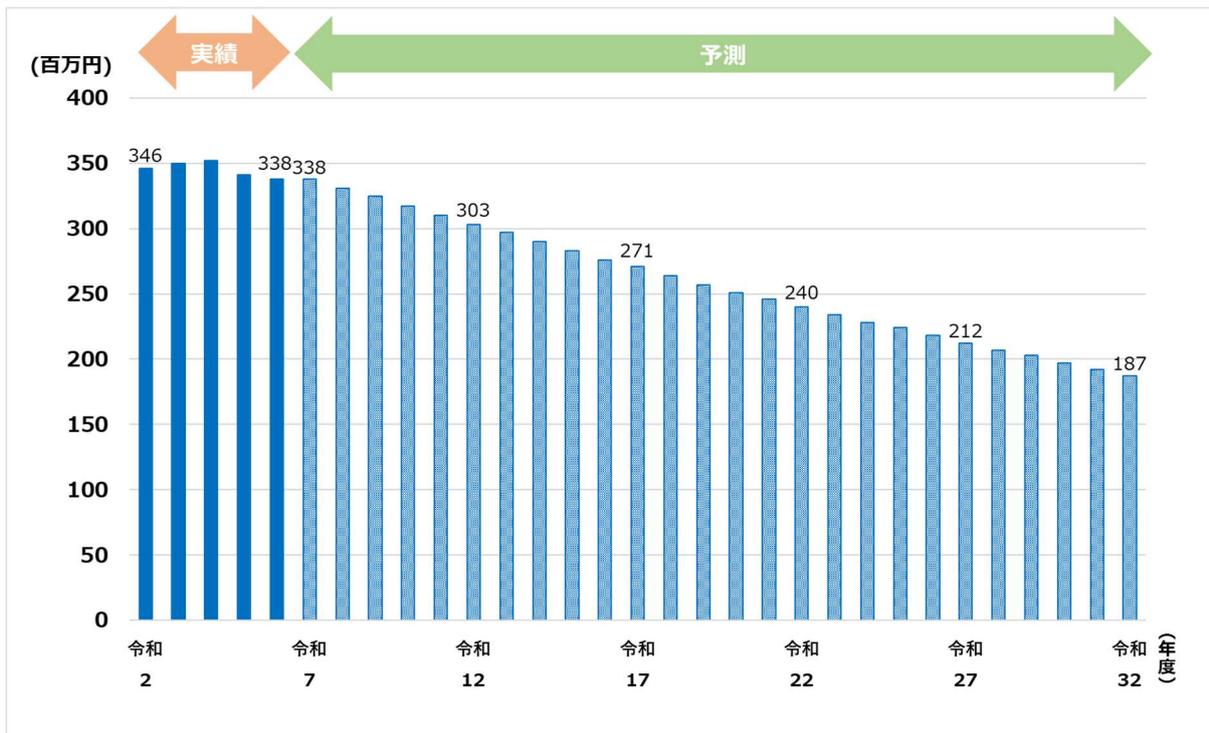
(令和7年3月31日時点)

(7) 経営の状況

① 下水道使用料の状況

令和6年度の下水道使用料収入は、338百万円（税抜）でした。

将来の人口減少に加え、節水機器の普及等に伴い排水量が減っており、将来的には下水道使用料の減少が見込まれます。



図表 2-18 下水道使用料の実績と見通し

- ※1:令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値としています。
- ※2:将来の下水道使用料は第2章 1. (2) ③水洗化人口と有収水量の見通し (P8) にて予測される各年度の有収水量に令和6年度の使用料単価を乗じて算定しています。
- ※3:有収水量については、水洗化人口の推移に応じて変動すると見込んでいます。また、使用料単価については、直近と同程度の水準で推移すると見込まれるため、直近の使用料単価の実績を使用しています。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

《関連指標の推移》

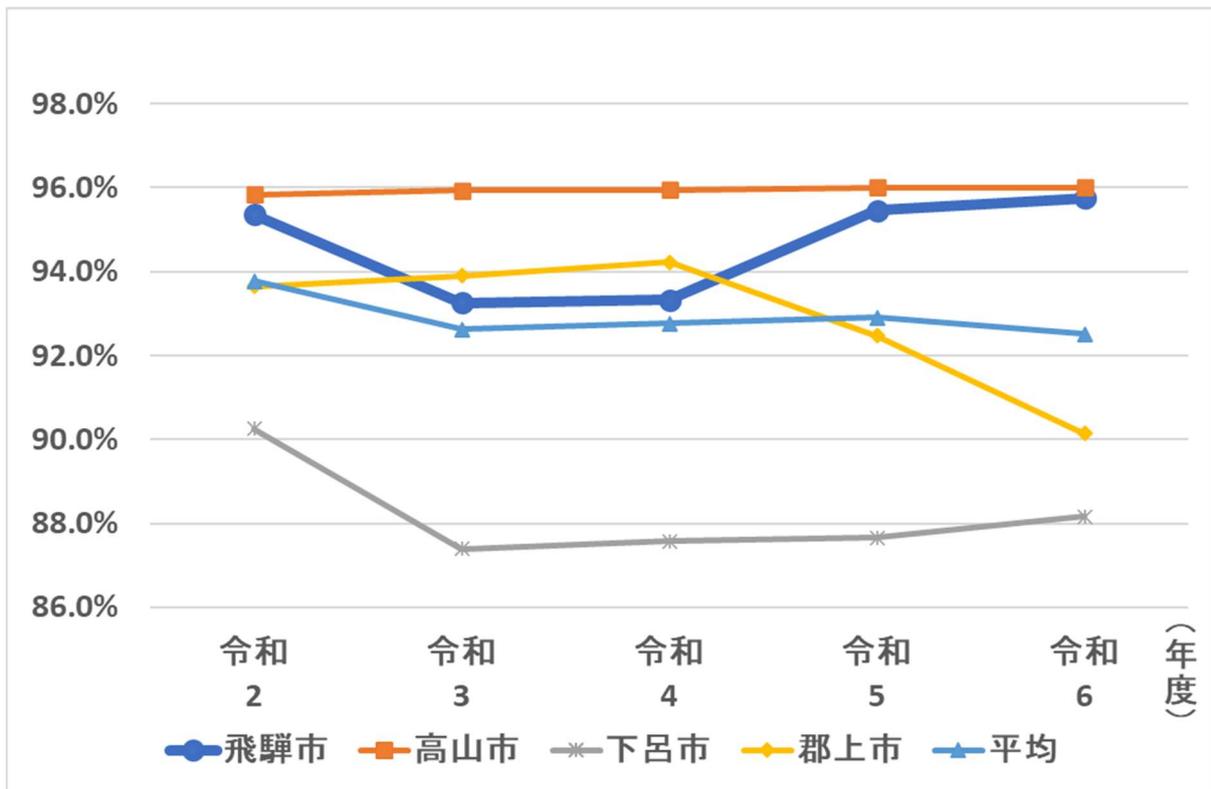
【普及率】

算定式：処理区域内人口÷行政区内人口

市内の人口に対して、下水道処理区域内人口の割合を示す指標です。市内の人口に対してどの程度下水道が普及しているかを示します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	95.4%	93.3%	93.3%	95.5%	95.7%
公共下水道事業	72.9%	70.8%	71.2%	73.3%	73.7%
特定環境保全公共下水道事業	6.6%	6.6%	6.5%	6.4%	6.4%
農業集落排水事業	14.1%	14.0%	13.8%	13.9%	13.9%
簡易排水事業	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
小規模集合排水処理事業	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
個別排水処理事業	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

図表 2-19 普及率の推移（事業別比較）



図表 2-20 普及率の推移（近隣市比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

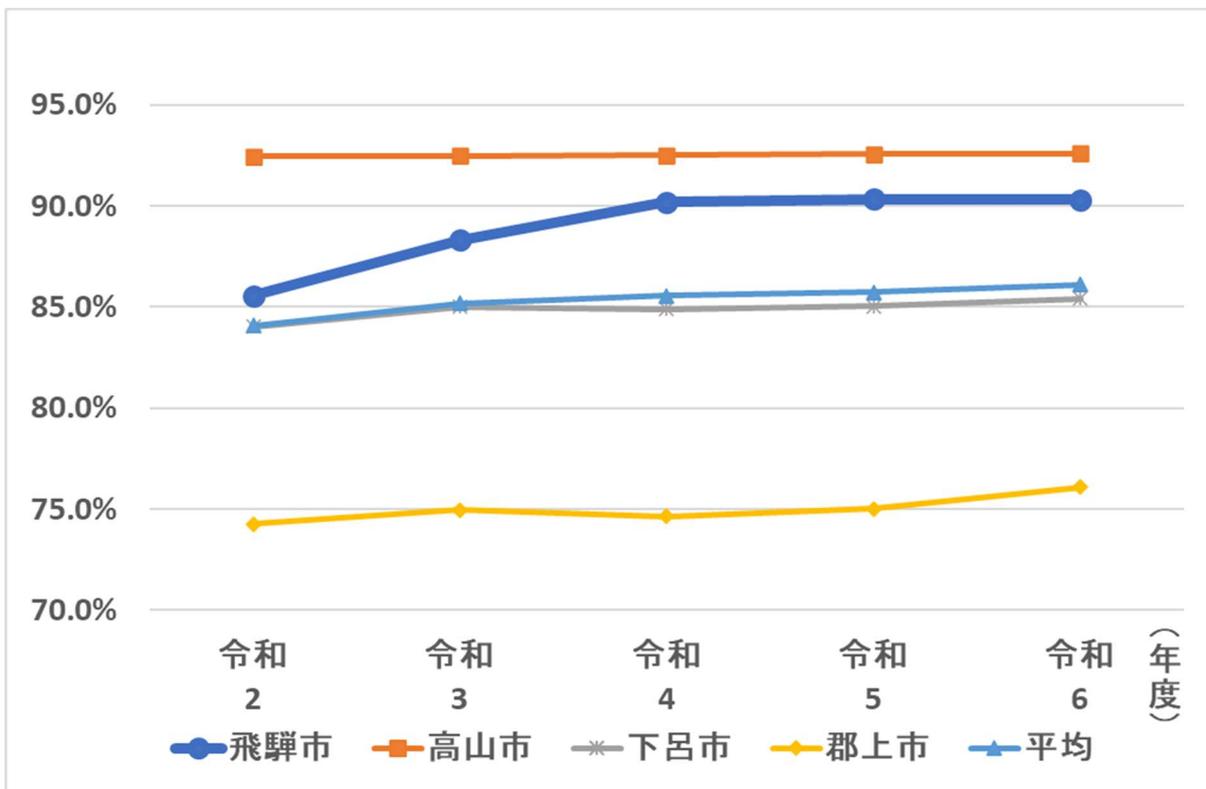
【水洗化率】

算定式：水洗便所設置済人口÷処理区域内人口

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	85.6%	88.3%	90.2%	90.3%	90.3%
公共下水道事業	84.1%	87.2%	89.5%	89.7%	89.6%
特定環境保全公共下水道事業	90.0%	89.2%	89.8%	90.0%	90.7%
農業集落排水事業	89.4%	91.9%	92.9%	93.0%	92.7%
簡易排水事業	90.3%	93.6%	90.8%	91.6%	100.0%
小規模集合排水処理事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個別排水処理事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 2-21 水洗化率の推移（事業別比較）



図表 2-22 水洗化率の推移（近隣市比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

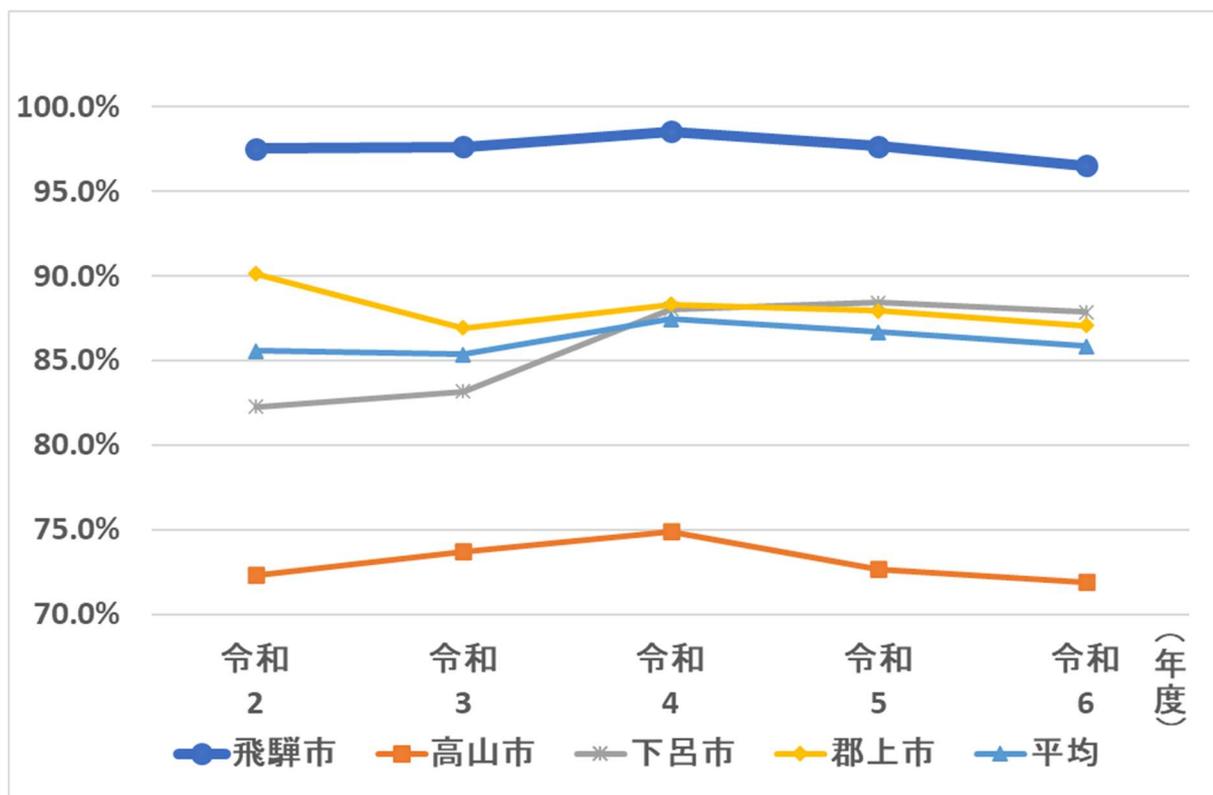
【有収率】

算定式：有収水量÷汚水処理量

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量がどの程度あるのかを示します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	97.5%	97.6%	98.5%	97.7%	96.5%
公共下水道事業	100.5%	101.3%	102.2%	101.1%	100.0%
特定環境保全公共下水道事業	96.6%	97.8%	100.2%	97.4%	98.8%
農業集落排水事業	85.6%	82.8%	83.0%	83.3%	80.8%
簡易排水事業	96.3%	98.6%	84.7%	92.9%	123.1%
小規模集合排水処理事業	95.2%	93.8%	89.5%	91.8%	106.2%
個別排水処理事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 2-23 有収率の推移（事業別比較）



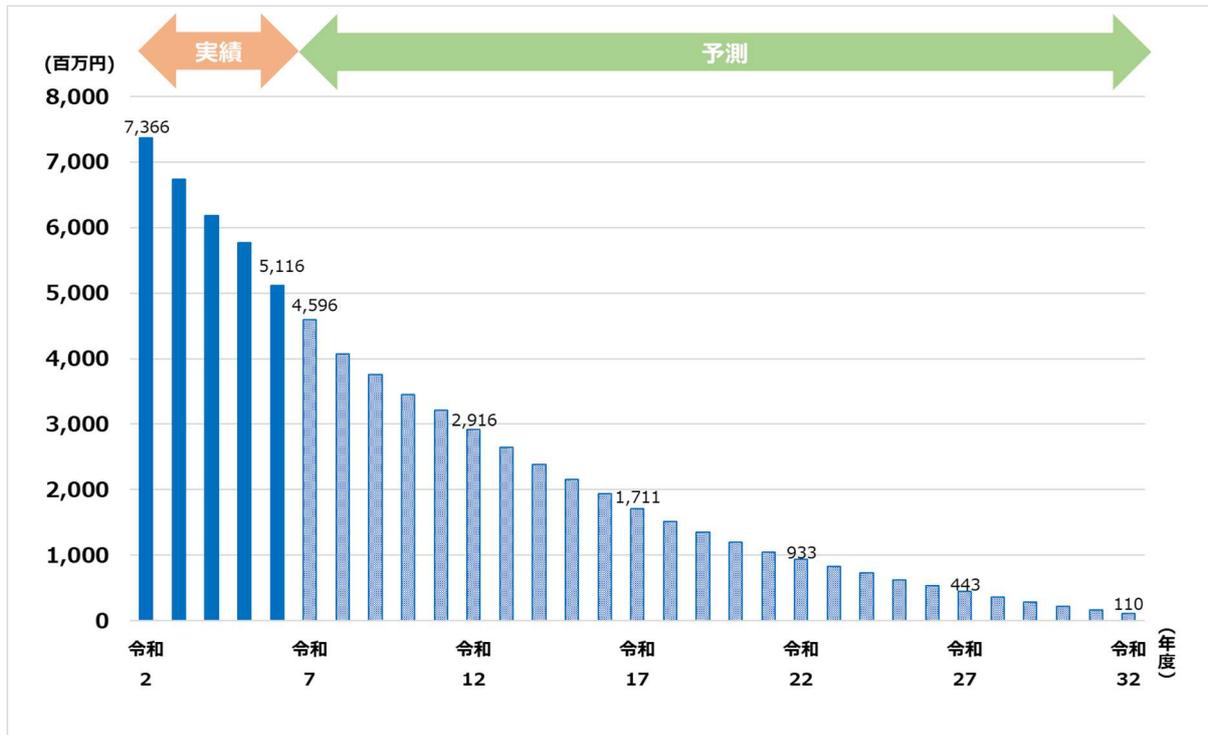
図表 2-24 有収率の推移（近隣市比較）

普及率、水洗化率、有収率ともに近隣自治体平均を上回っており、高い水準にあります。

水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から、下水道への接続が100%となることが理想ですが、世帯や個別事情により難しい状況です。

② 企業債残高の推移

企業債残高は、令和2年度から令和6年度までの間で、2,250百万円減少（7,366百万円から5,116百万円に減少）しています。近年では施設整備のための発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少を見込んでいます。



図表 2-25 企業債残高の推移

◀関連指標の推移▶

【企業債残高対事業規模比率】

算定式：企業債残高(一般会計負担分除く)÷営業収益(受託工事収益及び雨水処理負担金除く)
 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、事業規模に対する企業債残高を示します。

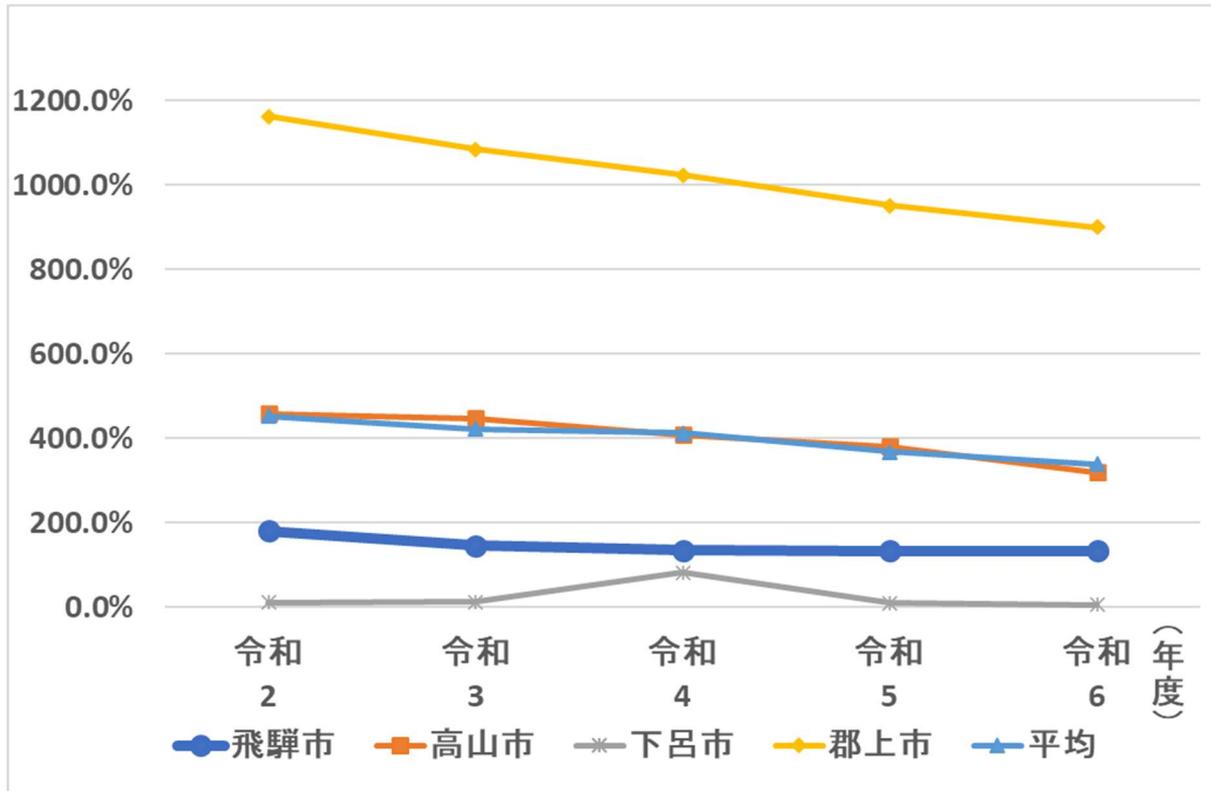
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	180.9%	145.6%	133.9%	133.5%	132.5%
公共下水道事業	166.1%	144.5%	131.6%	125.3%	129.8%
特定環境保全公共下水道事業	592.8%	517.4%	462.8%	405.7%	355.1%
農業集落排水事業	113.4%	17.0%	27.2%	81.7%	69.8%
簡易排水事業	62.6%	56.7%	49.3%	41.9%	38.3%
小規模集合排水処理事業	124.7%	111.5%	96.0%	77.9%	68.1%

図表 2-26 企業債残高対事業規模比率の推移 (事業別比較)

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

個別排水処理事業	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	8.9%
----------	------	------	------	------	------

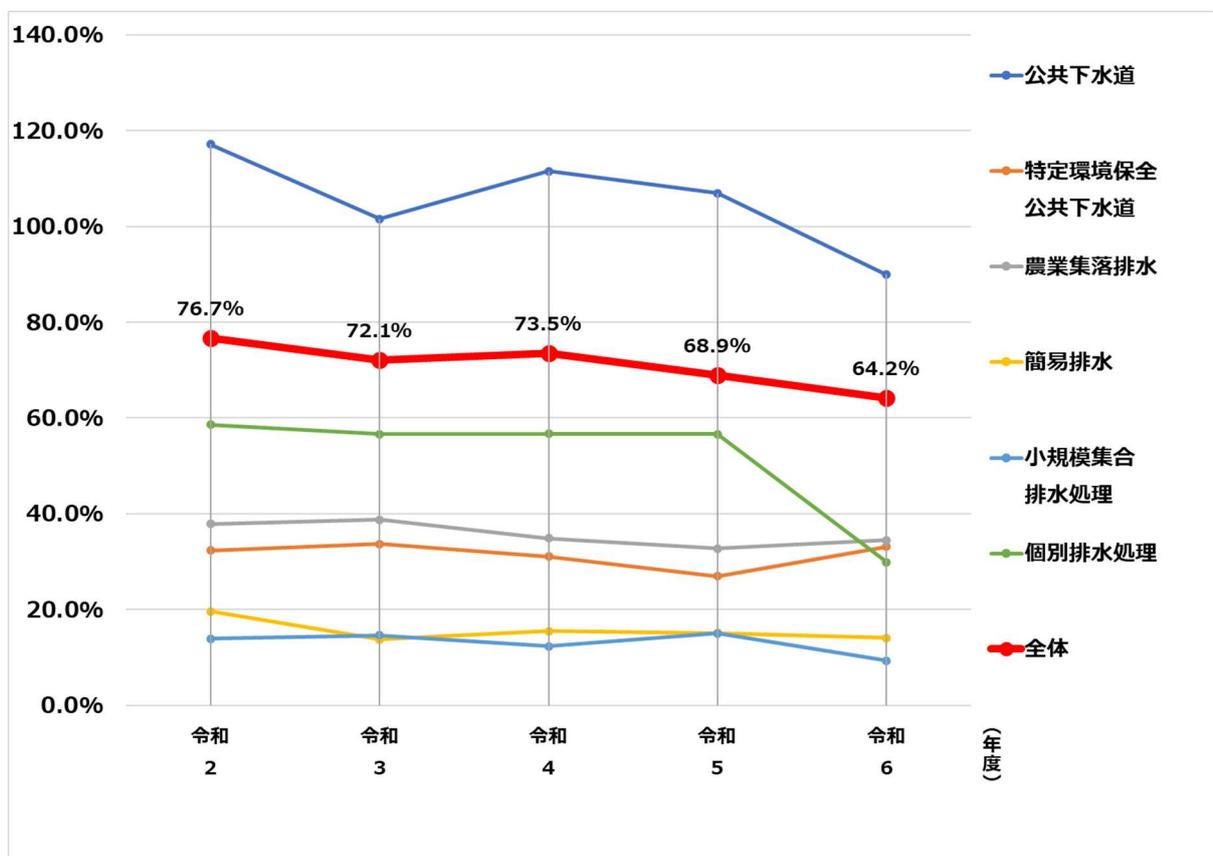


図表 2-27 企業債残高対事業規模比率の推移 (近隣市比較)

企業債残高対事業規模比率は、近隣自治体平均よりも低く、事業規模に対する企業債残高が相対的に低い水準にあります。当指標は企業債残高から一般会計繰入金による負担額を控除しており、企業債の償還財源の一部として一般会計からの繰入金を受け入れていません。

③ 経費回収率の推移

経費回収率は、事業規模の大きい公共下水道が最も高いため、全体の経費回収率を底上げていますが、全事業では100%未満となっています。使用料で回収すべき経費を使用料で賄えている場合には100%となる指標のため、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行い、経費回収率を向上させる必要があります。



図表 2-28 経費回収率の推移（事業別比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

《関連指標の推移》

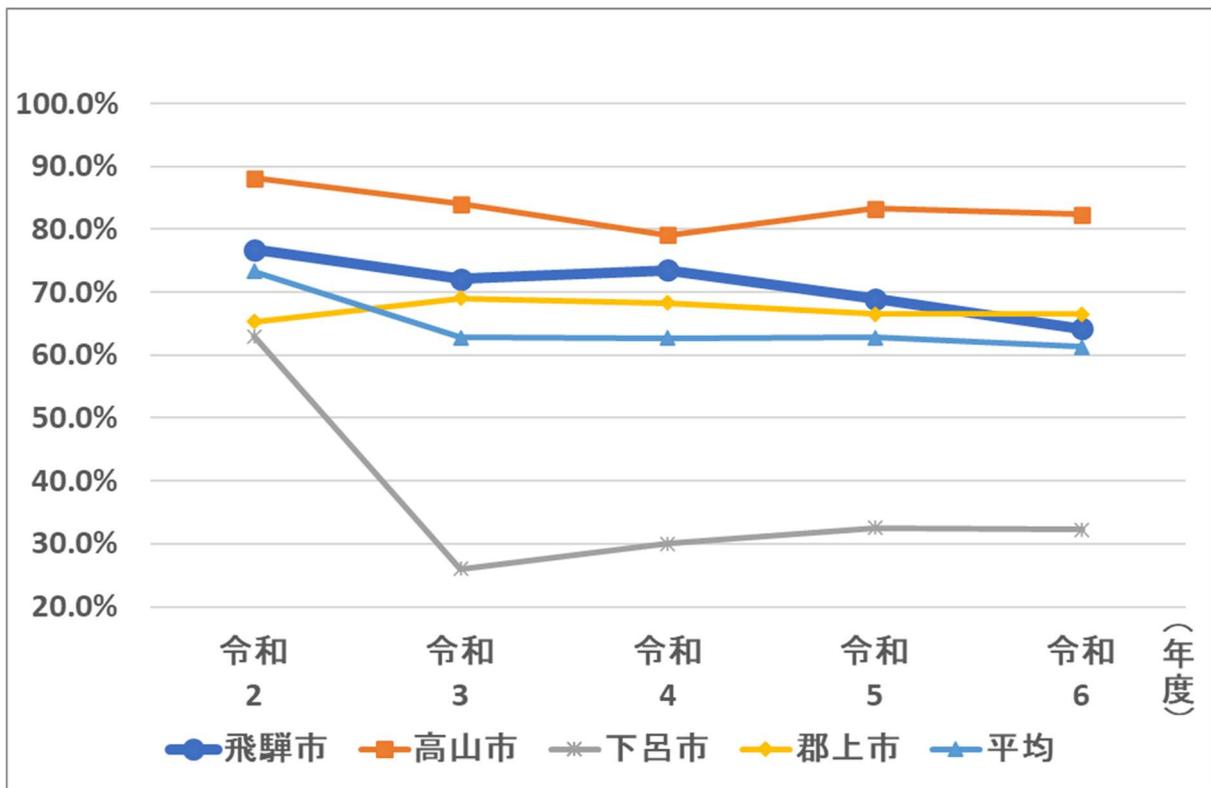
【経費回収率】

算定式：使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)

汚水処理に要した費用が、使用料収入によりどの程度回収されているかを示します。汚水処理に係る全ての費用を使用料収入によって賄うことが原則となります。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	76.7%	72.1%	73.5%	68.9%	64.2%
公共下水道事業	117.1%	101.6%	111.5%	106.9%	89.9%
特定環境保全公共下水道事業	32.4%	33.7%	31.1%	27.0%	33.1%
農業集落排水事業	37.9%	38.8%	34.9%	32.7%	34.5%
簡易排水事業	19.7%	13.8%	15.5%	15.1%	14.1%
小規模集合排水処理事業	13.9%	14.6%	12.4%	15.1%	9.4%
個別排水処理事業	58.6%	56.6%	56.7%	56.6%	29.9%

図表 2-29 経費回収率の推移（事業別比較）



図表 2-30 経費回収率の推移（近隣市比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

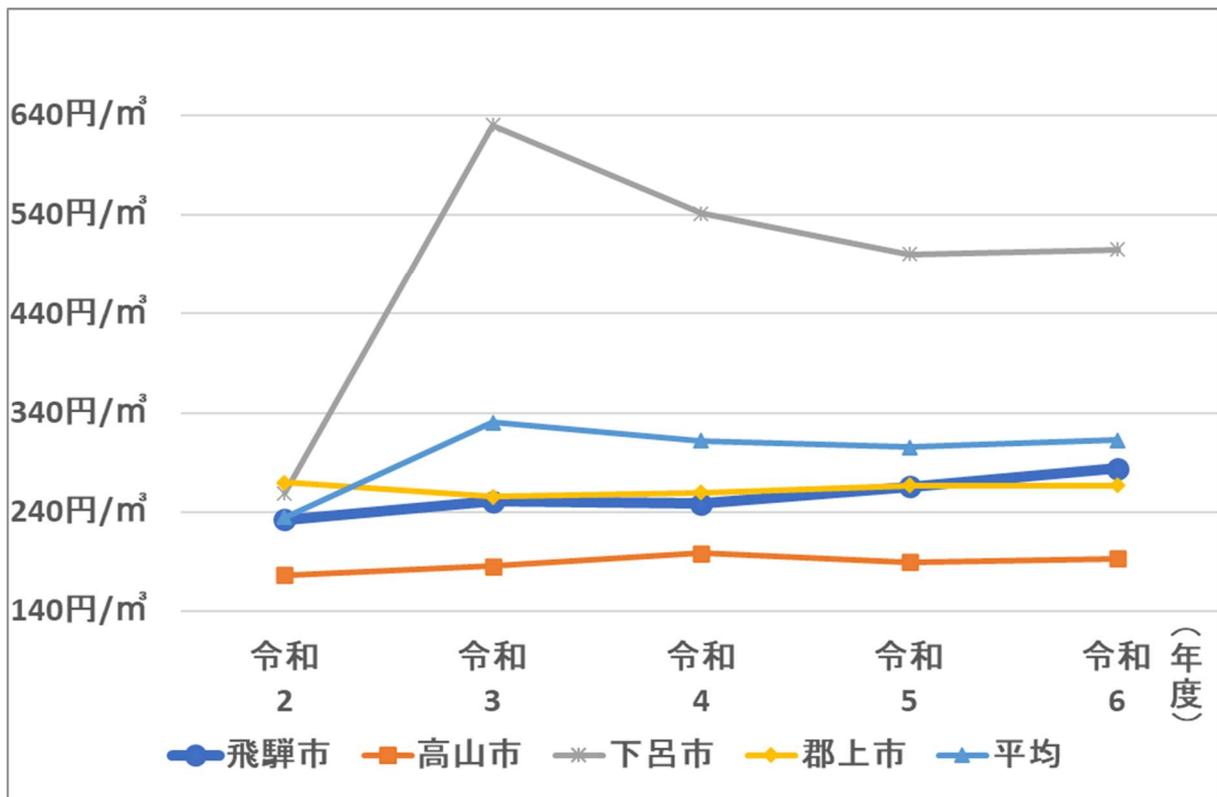
【汚水処理原価】

算定式：汚水処理費（公費負担分を除く）÷有収水量

有収水量 1 m³あたりどの程度の経費が汚水処理に要するかを示します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	232 円/m³	251 円/m³	248 円/m³	265 円/m³	284 円/m³
公共下水道事業	154 円/m ³	180 円/m ³	166 円/m ³	173 円/m ³	205 円/m ³
特定環境保全公共下水道事業	532 円/m ³	515 円/m ³	559 円/m ³	646 円/m ³	526 円/m ³
農業集落排水事業	458 円/m ³	450 円/m ³	503 円/m ³	543 円/m ³	518 円/m ³
簡易排水事業	934 円/m ³	1,329 円/m ³	1,165 円/m ³	1,205 円/m ³	1,367 円/m ³
小規模集合排水処理事業	1,261 円/m ³	1,125 円/m ³	1,338 円/m ³	1,091 円/m ³	1,769 円/m ³
個別排水処理事業	266 円/m ³	281 円/m ³	283 円/m ³	283 円/m ³	536 円/m ³

図表 2-31 汚水処理原価の推移（事業別比較）



図表 2-32 汚水処理原価の推移（近隣市比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

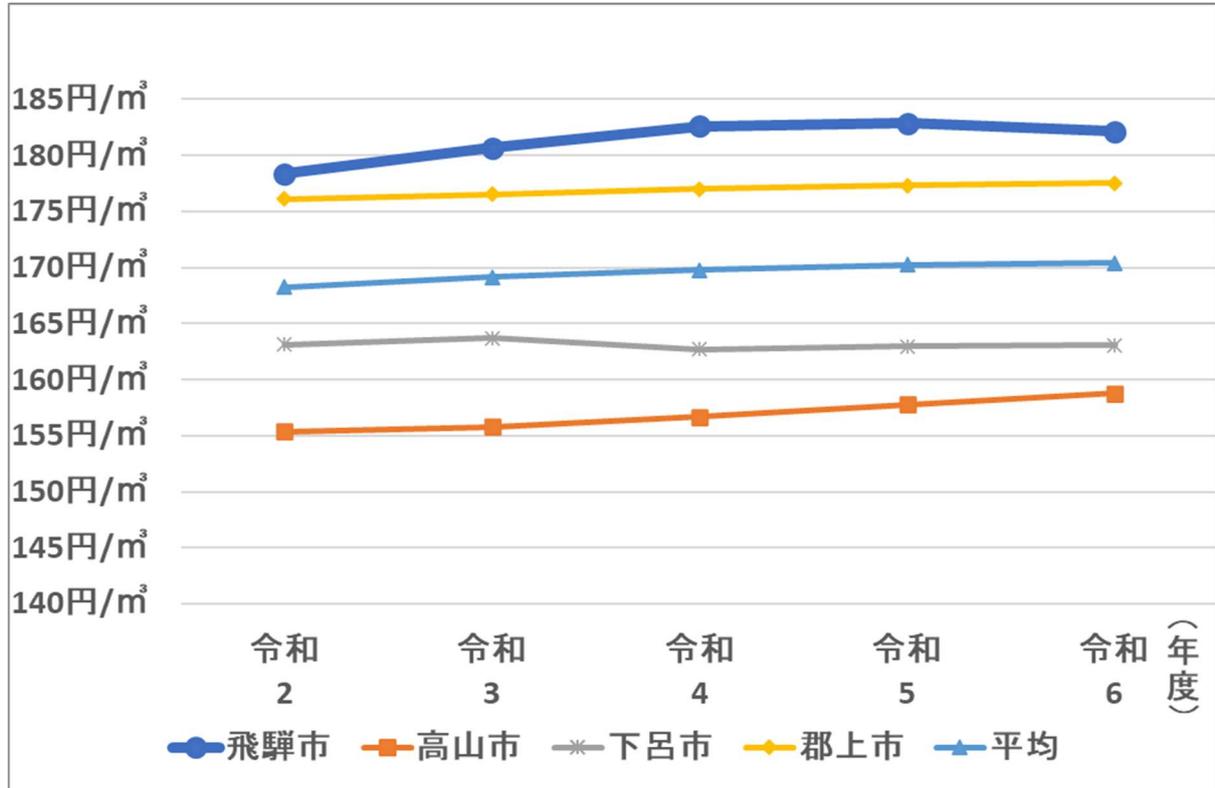
【使用料単価】

算定式：使用料収入÷有収水量

有収水量 1 m³あたりのどの程度の使用料収入を得ているかを示します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	178 円/m³	181 円/m³	183 円/m³	183 円/m³	182 円/m³
公共下水道事業	180 円/m ³	183 円/m ³	185 円/m ³	185 円/m ³	184 円/m ³
特定環境保全公共下水道事業	172 円/m ³	174 円/m ³	174 円/m ³	175 円/m ³	174 円/m ³
農業集落排水事業	174 円/m ³	175 円/m ³	176 円/m ³	178 円/m ³	179 円/m ³
簡易排水事業	184 円/m ³	183 円/m ³	181 円/m ³	182 円/m ³	192 円/m ³
小規模集合排水処理事業	176 円/m ³	164 円/m ³	166 円/m ³	164 円/m ³	166 円/m ³
個別排水処理事業	156 円/m ³	159 円/m ³	160 円/m ³	160 円/m ³	160 円/m ³

図表 2-33 使用料単価の推移（事業別比較）



図表 2-34 使用料単価の推移（近隣市比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

【経常収支比率】

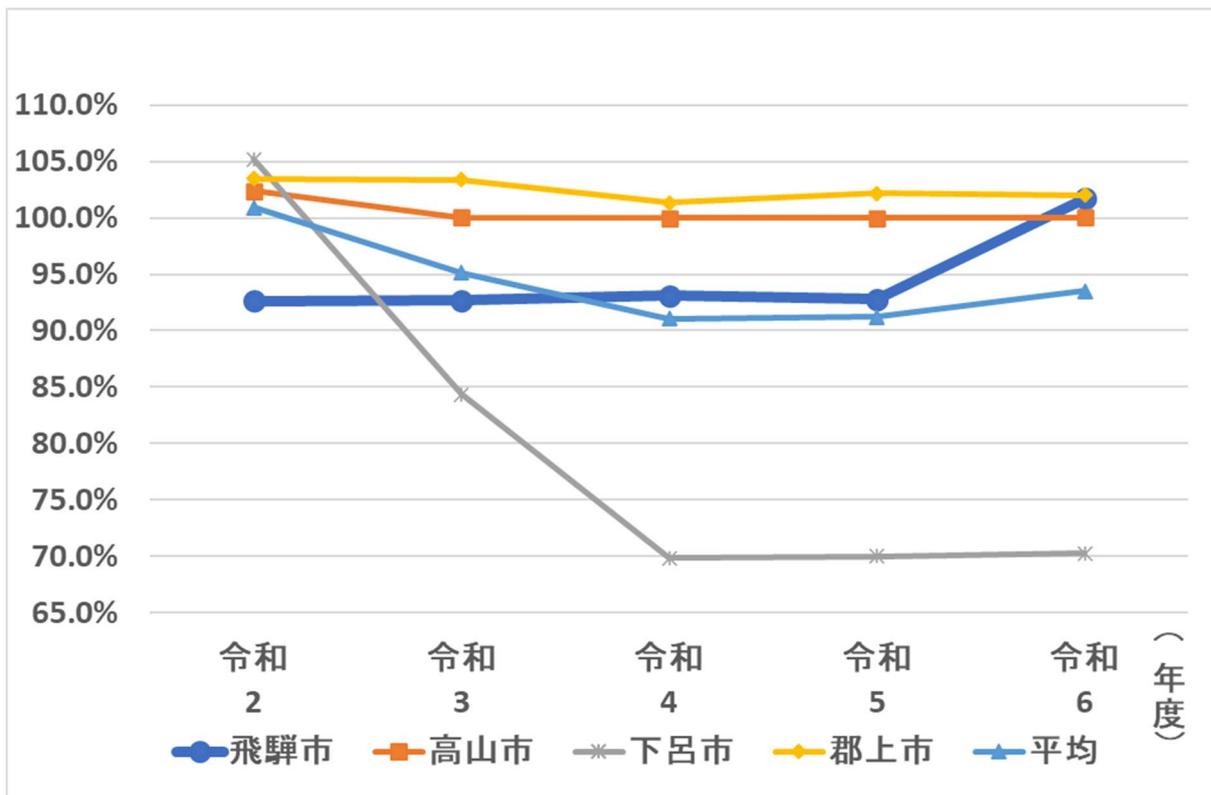
算定式：経常収益÷経常費用

使用料収入や一般会計繰入金等の経常的な収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示します。

※飛騨市の令和2年度～令和5年度については、地方公営企業法の適用前のため、経常収支比率と同趣旨の収益的収支比率（算定式：総収益÷（総費用+地方債償還金））を記載しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	92.6%	92.7%	93.1%	92.8%	101.7%
公共下水道事業	90.4%	90.6%	91.2%	90.3%	105.8%
特定環境保全公共下水道事業	92.9%	92.8%	93.1%	93.7%	101.3%
農業集落排水事業	99.6%	99.9%	99.5%	100.6%	90.9%
簡易排水事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%
小規模集合排水処理事業	83.5%	82.7%	83.5%	82.1%	107.0%
個別排水処理事業	92.7%	92.4%	91.1%	93.5%	87.9%

図表 2-35 経常収支比率（収益的収支比率）の推移（事業別比較）



図表 2-36 経常収支比率の推移（近隣市比較）

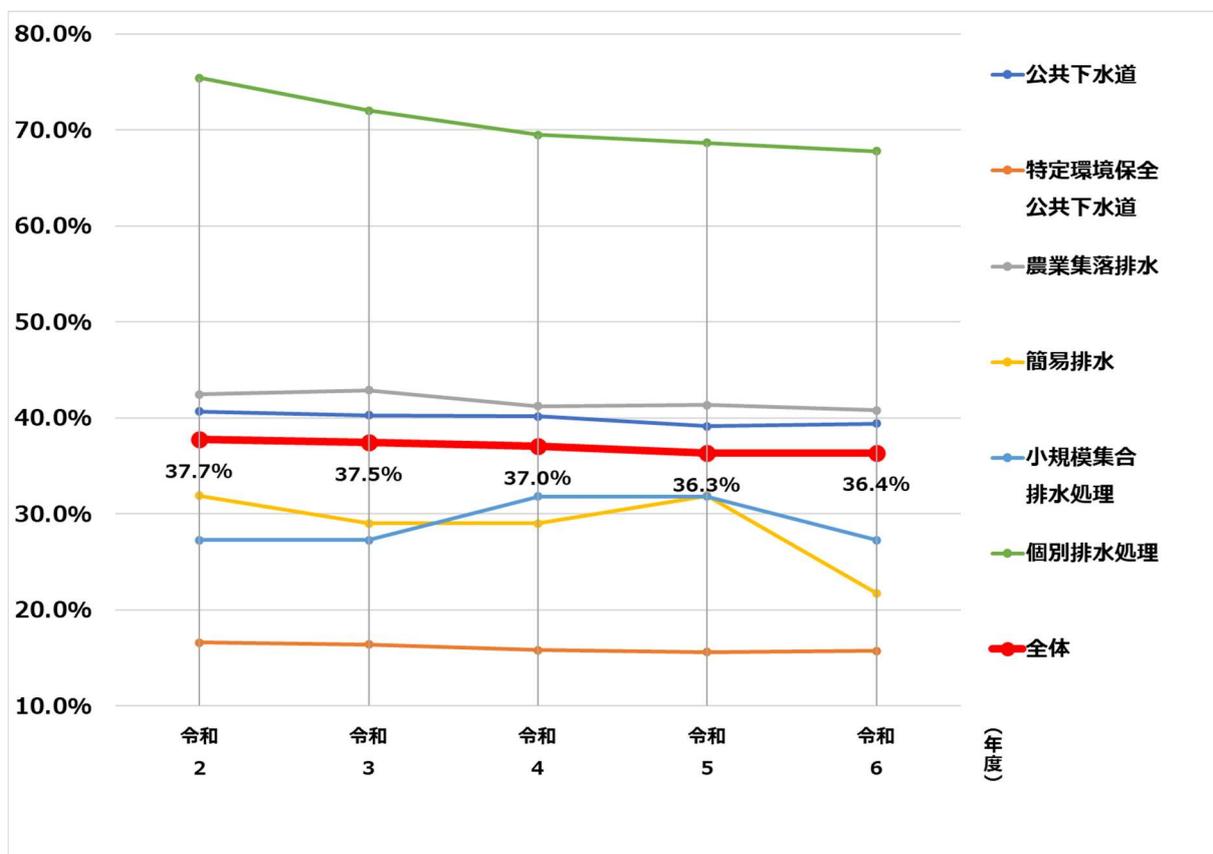
第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

令和6年度の経常収支比率は、近隣自治体の中では最も高い水準にある一方で、経費回収率は下位2番目となっています。これは、使用料で賄うべき污水处理費に対して一般会計からの基準外繰入金など使用料以外の収入が充てられているためです。使用料単価は近隣自治体の中では最も高いものの、污水处理原価も高い水準にあるため污水处理費を賄えていない状況です。

④ 施設利用率の推移

施設利用率は、事業別に比較すると個別排水処理事業が最も高く、概ね70%となっています。一方で、それ以外の事業においては50%を下回っており、全体でも36%程度に留まります。



図表 2-37 施設利用率の推移（事業別比較）

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の現状と課題

《関連指標の推移》

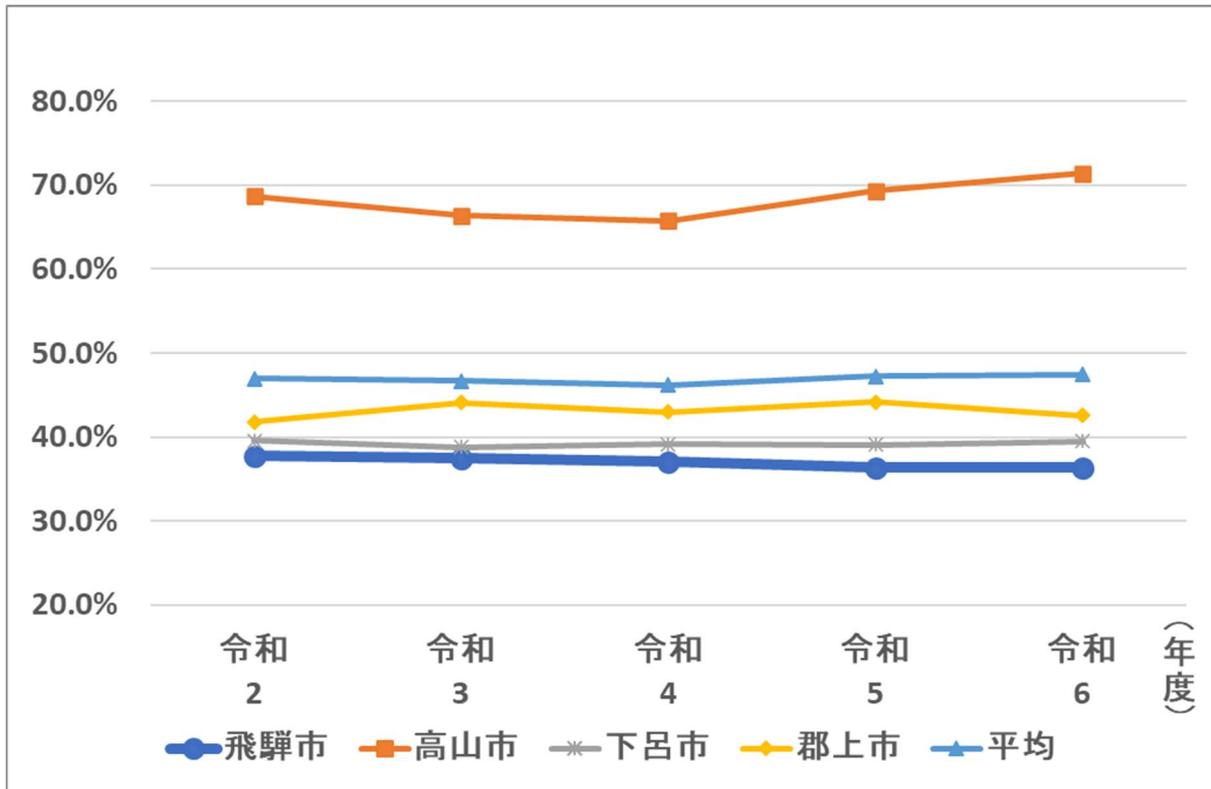
【施設利用率】

算定式：晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適性規模を判断する指標です。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	37.7%	37.5%	37.0%	36.3%	36.4%
公共下水道事業	40.7%	40.3%	40.2%	39.1%	39.4%
特定環境保全公共下水道事業	16.6%	16.4%	15.8%	15.6%	15.7%
農業集落排水事業	42.5%	42.9%	41.2%	41.3%	40.8%
簡易排水事業	31.9%	29.0%	29.0%	31.9%	21.7%
小規模集合排水処理事業	27.3%	27.3%	31.8%	31.8%	27.3%
個別排水処理事業	75.4%	72.0%	69.5%	68.6%	67.8%

図表 2-38 施設利用率の推移（事業別比較）



図表 2-39 施設利用率の推移（近隣市比較）

近隣自治体と比較しても、下水道事業全体の施設利用率は最も低い水準にあります。今後、施設の統合等により、一部改善される施設もありますが、将来の人口減少等を踏まえ、施設更新の際には利用者数に合う施設規模の更新等を考慮する必要があります。

(まとめ)

- ・普及率、水洗化率、有収率など収益を確保する上での基盤となる指標では、近隣自治体と比較しても良好な水準にあります。一方で、経費回収率は100%未満であり、近隣自治体と比較しても低い水準にあります。
- ・使用料単価は、国が目安として示している150円/m³を上回っており、近隣自治体と比較しても最も高い水準にあります。ただし、使用料で賄うべき污水处理原価は、比較的高い水準にあり、経費回収率が低い要因となっています。
- ・下水道事業全体の施設利用率は50%未満であり、近隣自治体と比較して最も低い水準にあります。下水道の整備時点の利用者数の見込みと比較して人口が大きく減少しており、利用者数に対応する施設規模が過大となり、污水处理原価が高い水準となっています。
- ・企業債残高対事業規模比率は近隣自治体と比較すると低い水準にあり、将来に多額の負担を先送りしないことに留意しつつ、企業債を活用していきます。

第3章 経営の基本方針

1. 基本方針

(1) 安全で快適な下水道サービスの継続的な提供

下水道計画区域における早期整備完了を目指すとともに、大規模な災害時など、市民生活にとって重要なライフラインである下水道施設がその機能を継続的に果たすことができるよう施設の耐震化を推進し、飛騨市下水道事業業務継続計画に基づき、安全で快適な下水道サービスの継続的な提供を行っていきます。

(2) 効率的な事業執行による安定した運営基盤の確立

人口減少が見込まれる中、処理人口の減少に伴う使用料収入の減少は確実に進行します。また、平成7年度から供用を開始し、集中的に整備を行ってきた施設や設備も老朽化に伴う更新が必要となります。長期的な視野をもって、徹底して業務の効率化・健全化とコスト削減に取り組み、常に安定した運営基盤の確立を図ります。

(3) 安定した財源の確保

使用料収入の減少が確実となっている中で、事業を継続していくための財源確保はかなり厳しい状況であるといえます。また、一般会計からの繰入金についても、交付税措置が適用されない基準外繰出金が多額となっており、あまり望ましい経営状況とは言えません。下水道接続率の向上と、未納債権回収による収納率向上に向けた取組を継続的に行い財源確保に努めます。

第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 下水道事業の取り組み

(1) 投資計画

①投資の基本方針

下水道は市民生活における環境衛生の向上と便利で快適な暮らしに欠かすことのできない重要な社会インフラであり、市内では平成3年度から事業に着手し、令和6年度には市内全域の施設整備を終え、これまで適正な維持管理に努めてきました。

しかし、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化や物価高騰等による更新・維持管理費用の増加など、事業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こうした経営環境や施設利用率の低さを背景に、老朽化した資産の更新を優先的に行いつつも過度な投資は避け、一定の上限額を設けて更新投資を実施します。また、効率的な下水道事業の実現を目指し、隣接する処理施設（地区）の統合を実施します。

②令和17年度までの投資目標

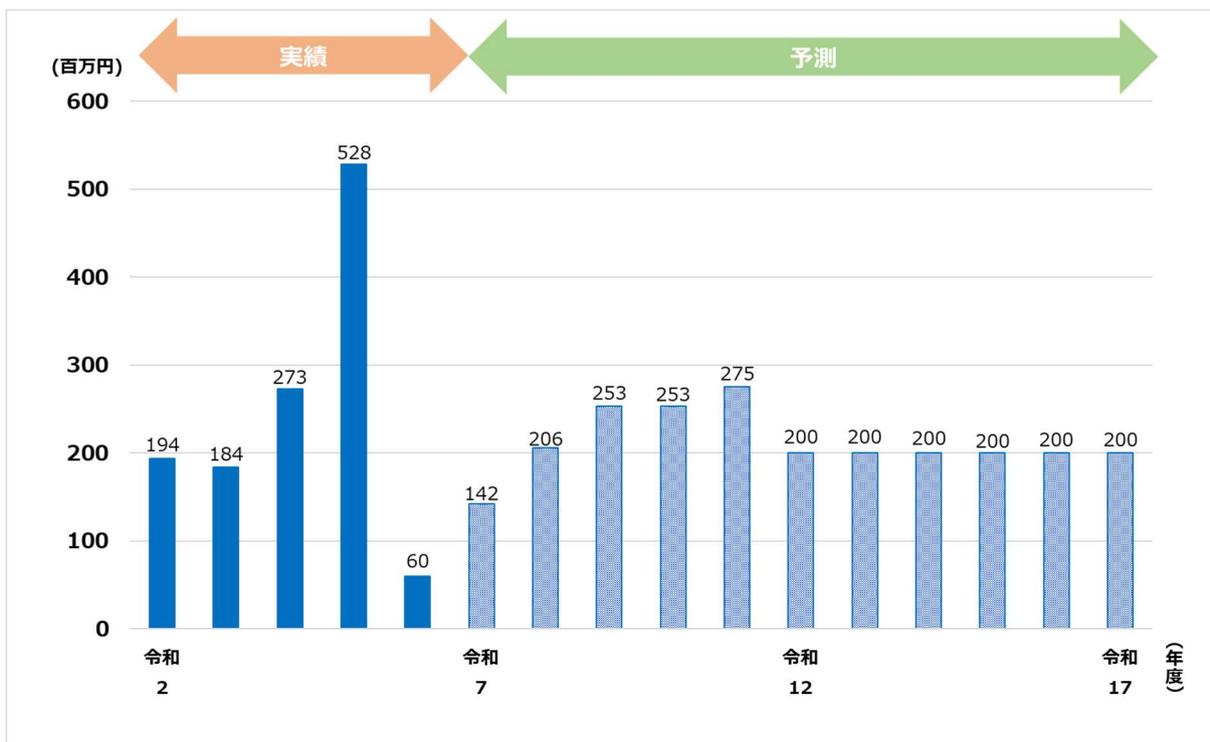
投資目標1	耐用年数が到来した資産について、優先順位を定めて下水道事業全体で年2億円（税込）で更新投資する。
投資目標2	袈裟丸農業集落排水を公共下水道へ接続し、令和9年度に供用開始する。
投資目標3	三ヶ区農業集落排水を公共下水道へ接続し、令和12年度に供用開始する。
投資目標4	神岡地区の袖川、吉田・上村地区の排水を公共下水道へ接続するよう検討する。

③計画期間内に実施する投資の試算

上述の投資目標により、今後計画期間内に実施を予定している主な投資は以下のとおりです。

投資概要	区域	実施時期の目途
機械装置を中心とした耐用年数を超過した資産の更新	全域	令和8年度～令和17年度
農業集落排水施設の公共下水道への統合	袈裟丸地区	令和7年度～令和8年度
	三ヶ区地区	令和9年度～令和11年度
神岡地区の公共下水道への統合の検討	袖川、吉田・上村地区	令和9年度以降

機械装置を中心とした耐用年数を超過した資産の更新投資については、耐用年数の到来時点で更新を行う場合の成行きでシミュレーションすると、経営戦略期間よりも後年の令和18年度以降に投資額が集中してしまうため、施設規模の適正化も考慮した結果、公共下水道への統合事業以外で年間2億円を投資予定額としました。

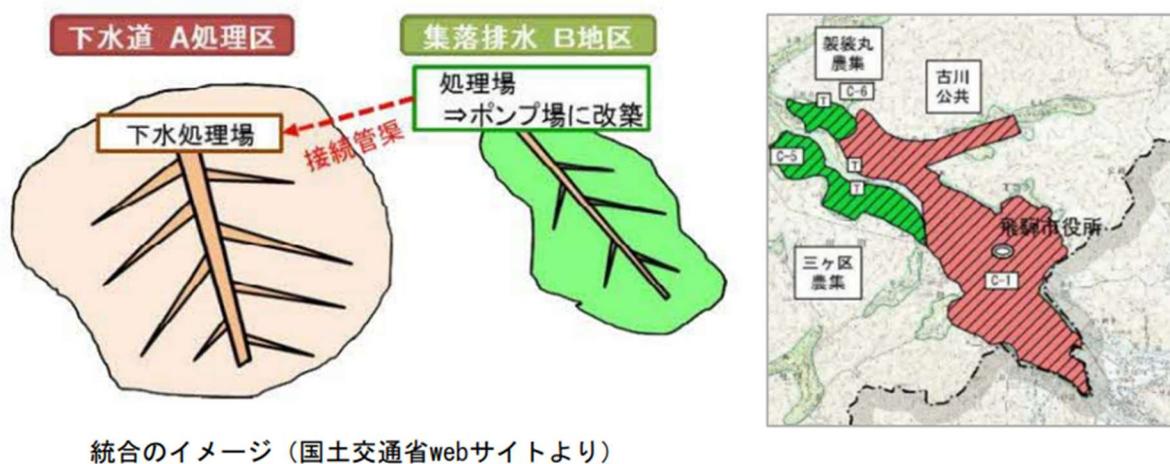


図表 4-1 今後の投資予定額

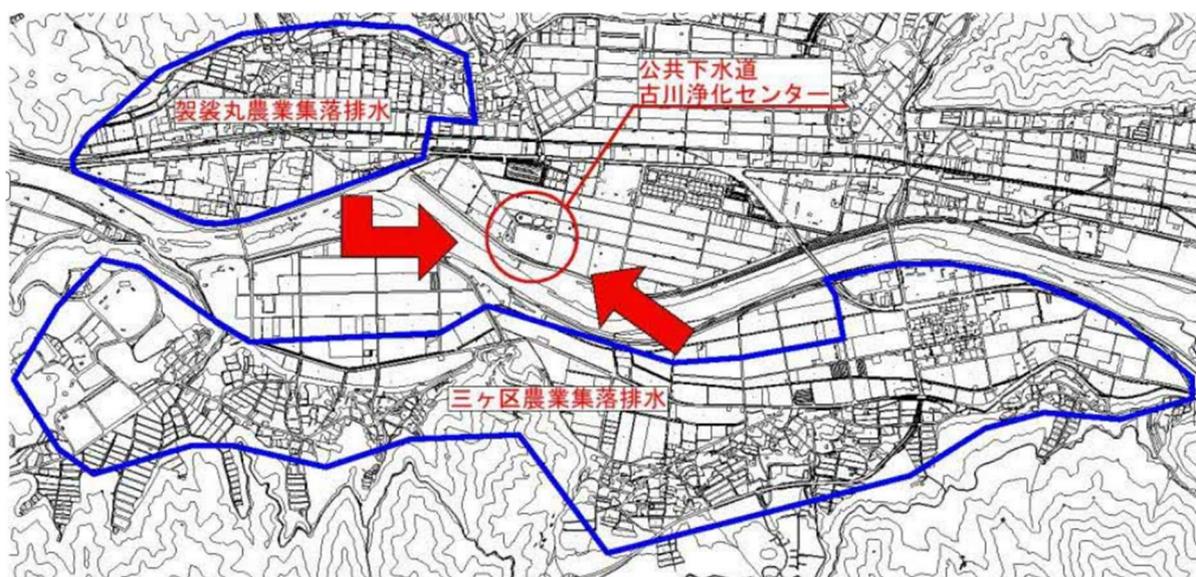
④今後の投資に関する取り組みの内容

効率的な下水道事業運営の推進

処理人口が最も多い公共下水道（古川処理区）と、隣接する農業集落排水施設（袈裟丸・三ヶ区地区）とを統合し、施設の集約化による効率的な下水道事業運営を推進します。また、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るため、国の下水道ストックマネジメント支援制度の活用を検討します。



図表 4-2 農業集落排水施設の統合イメージ



図表 4-3 統合する施設の位置図

(2) 財政計画

① 財政計画の基本方針

令和6年度の経費回収率は100%未満であり、近隣自治体と比較しても決して高くない水準となっています。今後は100%に近づけるよう、経費削減などの効率的な経営を行うとともに、使用料水準の検討を行っていくことが必要となっています。

また、企業債残高は計画的な返済により徐々に減少しており、令和6年度時点で5,116百万円となっています。それに伴い、収益に対する企業債残高の比率である企業債残高対事業規模比率も改善傾向にあります。しかし、今後は耐用年数を迎える資産の更新需要が控えているため、企業債についても投資に対して計画的に発行と返済を行い、将来へ負担を先送りにしないよう企業債残高の規模を低減していきます。

② 令和17年度までの財政目標

財政目標1	経費回収率が向上するよう、経費削減に努め、使用料改定も必要性の可否を検討する。
財政目標2	経常収支比率が100%を下回らないよう維持する。
財政目標3	企業債残高対事業規模比率が100%を下回る水準まで低減させる。

③財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をもとに、今後の人口減少などに伴う使用料減少の影響を考慮するとともに、一部新規加入者による増加も加味したうえで使用料収入の将来推計を行いました。公共下水道の管渠整備が令和6年度に完了し下水道事業としての管渠の新規整備は予定されておらず、人口減少や節水機器などの影響により、使用料は減少していく見込みです。そのため、債権回収による収納率の向上や、社会情勢や経営環境を鑑みた使用料水準の見直しの検討を継続的に行っていく必要があります。

企業債・資金に関する項目

資本的収支に係る一般会計からの負担を極力抑制するため、建設改良費等については、適正性のある建設改良企業債の借入れを行います。また、公共下水道への統合事業に伴い不要となる資産の撤去について、公営企業施設等整理債を活用します。ただし、過度な依存を避けるため借入額は企業債償還額以内とします。

さらに、公共下水道への統合事業においては該当する国県補助金を活用します。

繰入金に関する項目

元利償還に係る基準内繰入金のほか、経常収益では賅うことのできない経常費用と、建設改良費のうち、国県補助金、企業債、留保資金を充当してもなお不足する分を基準外繰入金とします。

水洗化率（接続率）向上に関する項目

水洗トイレに改造する工事費等を一時に負担することが困難な方やその他一定の要件を満たしている方に対して、金融機関に対し融資のあっせんを行うとともに、その融資に伴う利子の助成を行うことで、下水道への早期接続を促します。

また、毎年「下水道の日」にあわせ、市の広報で下水道接続の必要性をお知らせし、早期接続に向けた案内を継続していきます。

施設の有効活用

下水道事業で保有している資産のうち、使用しなくなった施設などについては用地などを含め一部貸付等を行い、施設等使用料の収入を得るなど、施設の有効活用を検討します。

(3) その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

下水道事業は、市民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の持続可能性の観点から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。さらに近年の地震・大雨・台風災害など、より迅速で適切な判断が求められることから、日頃の維持管理業務に加え、幅広く高度な知識・技能が必要とされます。また、令和6年度から下水道事業を公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっています。

これらの課題を解決するため、職員の技術向上や若手職員への技術継承を目的とし、下水道事業団や各協議会が主催する研修会への参加など、高度な知識を持った人材の確保を行うことなどが必要となります。

今後も引き続き、研修会への積極的な参加など、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスや情報提供の一環として、排水設備指定工事店の一覧表を本市ホームページに掲載しています。また、下水道使用料の滞納者については、確実な催促を行い、市民の皆さまに公平感を保った徴収業務を行っています。下水道使用料の「さるぼぼコイン」やコンビニ収納を可能にしたことで、市民の皆さまの利便性向上と徴収金額の増加につなげることができており、今後も住民満足度の向上に向けた取り組みを検討していきます。

広域化・共同化に関する項目

令和6年度時点における処理場の施設利用率は36.4%となっており、実際の処理水量に対し過剰な施設となっています。また、今後も人口減少などの影響から、利用率は減少していくことが予測されるため、処理場の統廃合など、効率的な事業実施について検討を進めていきます。

民間のノウハウを活用に関する項目

保守業務や検査業務など施設維持管理について、民間委託を行っています。包括民間委託、指定管理者制度、PPP・PFI などに関しては、導入することによるメリットが不透明であるため、現状の運用を維持していきます。

第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 下水道事業の取り組み

防災・安全対策に関する項目

下水道事業は市民生活のライフラインであり、施設の被災によって住民の生活や復旧活動に影響が生じます。そのため、「飛騨市地域防災計画」を策定し、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等しくみを整備し、危機管理体制の確立を図ります。

危機管理体制の充実に係る項目

災害発生時の業務継続計画（継続的改善を含む。）として「飛騨市役所事業継続計画（BCP）」を策定し、非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にするとともに、必要な資源の確保が図られるよう定期的に計画の改善に取り組んでいきます。

下水道施設の維持管理に関する項目

市街地周辺における管路の点検及び清掃を日常的に行う（直営）ことにより、管路閉塞等による緊急点検の頻度を軽減し、経費節減に努めています。

また、各ポンプ場について、非常通報装置の設置により運転状況などの情報をFAXやメールで受信することで、リアルタイムの状況把握や対応の迅速化、業務の効率化を図っています。

今後も、マンホールポンプの運転管理手法について、非常通報装置による運転状況などを瞬時に把握することにより、対応の迅速化や業務の効率化を図る取り組みを行います。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

農業集落排水施設を公共下水道へ接続することで、施設の統廃合を図り、維持管理費の削減に取り組めます。

また、効果的な民間ノウハウの活用による委託費の削減や業務内容の継続的な見直しにより更なる効率化を図り、経営の健全化を目指します。

第5章 投資・財政計画

1. 下水道事業の投資財政計画

以下の前提条件により今後10年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜下水道事業の投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

		項 目		前提条件
収益的収支(税抜)	収入	営業収益	使用料収入	年間有収水量(※1)×令和6年度使用料単価で算定 ※1 第2章での有収水量を使用
			受託工事収益	過年度実績を踏まえ算定(該当なし)
			その他	過年度実績を踏まえ算定
		営業外収益	負担金	過年度実績、第4章での財政計画を踏まえ算定
			長期前受金戻入	過年度実績、第4章での財政計画を踏まえ算定
			その他	過年度実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	直近の令和6年度実績を基準として、近年のベースアップの影響を反映して算定
			経費	個別科目の過年度実績、近年の物価上昇の影響及び今後の計画に基づき算定
			減価償却費	過年度実績、第4章での財政計画を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	既存発行の企業債は、返済スケジュールをもとに算定。新規発行企業債は、第4章での財政計画を踏まえ、一定の仮定をおいて算定
その他	過年度実績を踏まえ算定			
特別損益		原則としてゼロとしているが、公共下水道への統合に伴う固定資産の撤去費を算定		
資本的収支(税込)	収入	企業債	過年度実績、第4章での財政計画に基づく将来の起債計画を踏まえ算定	
		出資金	過年度実績、第4章での財政計画を踏まえ算定	
		他会計負担金	過年度実績、第4章での財政計画を踏まえ算定	
		国(都道府県)補助金	第4章での財政計画を踏まえ算定	
		工事負担金	新規整備等の予定がないため該当なし	
		その他	過年度実績を踏まえ算定	
	支出	建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	既存発行の企業債は返済スケジュールをもとに算定。新規発行企業債は第4章での財政計画に基づく将来の返済計画を踏まえ算定	
		その他	過年度実績を踏まえ算定	

上述の前提条件を踏まえた下水道事業全体の投資財政計画は次のとおりです。

なお、事業別の投資財政計画は巻末に【別紙】として掲載しております。

<投資財政計画（収益的収支）>

(単位:千円,%)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	〔決算見込〕										
収 益	1. 営業収益 (A)	346,737	350,539	352,817	341,044	340,276	338,410	331,072	324,953	317,039	310,164	303,764	297,556	289,886	283,187	276,644	270,991
	(1) 使用料収入 (B)	346,270	350,275	352,351	340,745	338,372	338,036	330,698	324,579	316,665	309,790	303,390	297,182	289,512	282,813	276,270	270,617
	(2) 受託工事収益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3) その他 (B)	467	264	466	299	1,904	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
	2. 営業外収益 (C)	852,333	873,652	880,279	869,541	1,015,816	963,533	957,810	924,479	925,429	933,274	929,531	928,573	933,608	941,997	950,836	958,488
	(1) 負担金 (C)	808,340	827,758	822,984	812,743	656,591	652,537	653,636	620,540	625,429	634,329	633,395	636,892	644,372	653,375	662,597	670,648
	(2) 他会計負担金 (C)	808,340	827,758	822,984	812,743	656,591	652,537	653,636	620,540	625,429	634,329	633,395	636,892	644,372	653,375	662,597	670,648
	(3) その他 (C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 長期前受金戻入 (C)	—	—	—	—	335,203	309,496	302,674	302,440	298,500	297,445	294,635	290,181	287,736	287,122	286,739	286,340
	(3) その他 (C)	43,993	45,894	57,295	56,798	24,022	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
収入の計 (C)	1,199,070	1,224,191	1,233,096	1,210,585	1,356,092	1,301,943	1,288,882	1,249,432	1,242,468	1,243,438	1,233,294	1,226,129	1,223,494	1,225,184	1,227,480	1,229,479	
収 支	1. 営業費用 (D)	405,158	432,037	442,714	458,555	1,216,676	1,183,005	1,172,371	1,166,588	1,163,489	1,168,393	1,160,802	1,158,338	1,159,852	1,166,023	1,172,385	1,178,507
	(1) 職員給与 (D)	41,373	49,044	41,616	40,769	43,482	43,526	43,569	43,613	43,656	43,700	43,743	43,787	43,831	43,875	43,919	43,963
	基 本 給 与 (D)	20,991	24,506	23,021	20,924	20,505	20,526	20,546	20,567	20,587	20,608	20,628	20,649	20,670	20,690	20,711	20,732
	退 職 給 付 金 (D)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 経 費 (D)	20,382	24,538	18,595	19,845	22,977	23,003	23,023	23,046	23,069	23,092	23,115	23,138	23,161	23,185	23,208	23,231
	動 力 費 (D)	363,785	382,993	401,098	417,785	457,347	480,372	481,369	478,205	477,001	476,702	467,258	466,460	465,368	464,467	463,595	462,900
	修 繕 費 (D)	52,395	59,178	77,202	59,592	59,028	63,406	62,092	59,536	58,143	56,937	53,069	52,035	50,743	49,618	48,519	47,573
	修 繕 材 料 費 (D)	48,975	62,582	53,072	68,505	74,507	61,590	61,651	61,713	61,775	61,836	61,898	61,960	62,022	62,084	62,146	62,208
	(3) 減価償却費 (D)	262,416	261,233	270,824	289,688	323,812	355,376	357,626	356,956	357,084	357,929	352,291	352,465	352,603	352,765	352,930	353,118
	2. 営業外費用 (E)	159,535	142,603	125,858	110,449	113,664	100,998	91,782	82,844	78,978	75,044	72,492	67,791	63,643	59,162	55,095	50,972
(1) 支 払 利 息 (E)	159,535	142,603	125,857	110,449	99,221	86,555	77,339	68,401	64,535	60,601	58,049	53,348	49,200	44,719	40,652	36,529	
(2) その他 (E)	—	—	1	—	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	14,443	
支出の計 (E)	564,693	574,640	568,572	569,004	1,330,340	1,284,003	1,264,153	1,249,432	1,242,468	1,243,438	1,233,294	1,226,129	1,223,494	1,225,184	1,227,480	1,229,479	
経常損益 (C)-(D)	634,376	649,551	664,525	641,581	25,752	17,940	24,729	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別利益 (F)	—	—	—	—	12,296	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別損失 (G)	—	—	—	—	8,306	—	—	—	25,000	—	—	25,000	—	—	—	—	
特別損益 (F)-(G)	—	—	—	—	3,990	—	—	—	-25,000	—	-25,000	—	—	—	—	—	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	634,376	649,551	664,525	641,581	29,742	17,940	24,729	-25,000	—	-25,000	—	—	—	—	—	—	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	—	—	—	—	29,714	47,654	72,383	47,383	22,383	22,383	22,383	22,383	22,383	22,383	22,383	22,383	
流動資産 (J)	—	—	—	—	103,669	128,682	174,441	131,894	109,795	109,272	113,523	120,675	130,221	164,688	210,540	236,550	
うち未収金 (J)	—	—	—	—	10,367	28,169	27,559	27,049	26,387	25,815	25,284	24,765	24,127	23,568	23,021	22,552	
流動負債 (K)	—	—	—	—	715,111	696,122	651,807	612,281	574,230	526,388	485,389	439,500	392,524	358,249	330,808	295,508	
うち建設改良費分 (K)	—	—	—	—	612,172	588,563	544,437	506,734	468,886	421,210	383,421	337,661	290,864	256,735	229,435	194,245	
うち一時借入金 (K)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち未払金 (K)	—	—	—	—	86,031	90,651	90,462	88,638	88,435	88,270	85,060	84,932	84,752	84,606	84,465	84,354	
累積欠損金比率 (I) × 100	0%	0%	0%	0%	9%	14%	22%	15%	15%	7%	7%	8%	8%	8%	8%	8%	
資産減耗費	—	—	—	—	1,941	4,438	6,548	8,209	8,209	8,899	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	

第5章 投資・財政計画

<投資財政計画（資本的収支）>

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)											
資本的 収 入	1. 企 業 債	85,600	94,400	165,800	279,200	12,300	98,800	65,200	225,335	204,375	231,420	123,990	116,460	74,670	59,550	34,530	7,410	
	うち公営企業施設等整理債	-	-	-	-	-	-	-	25,000	-	25,000	-	-	-	-	-	-	
	2. 出 資 金	-	-	-	-	268,287	252,722	253,190	120,917	97,622	81,605	89,677	58,186	52,611	38,213	34,335	31,111	
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他 会 計 負 担 金	89,866	111,029	101,468	110,107	11,303	7,021	40,485	12,175	12,175	13,300	7,990	9,520	8,410	8,410	6,850	6,850	
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	90,835	71,000	113,096	234,400	-	12,000	72,500	26,250	26,250	37,500	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	2,558	4,605	4,697	6,284	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	32,665	33,049	33,669	31,840	39,094	36,538	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	28,095	1,728
	計 (A)	301,524	314,083	418,730	661,831	330,984	407,081	459,470	412,772	368,517	391,920	249,752	212,261	163,786	134,268	103,810	47,099	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	301,524	314,083	418,730	661,831	330,984	407,081	459,470	412,772	368,517	391,920	249,752	212,261	163,786	134,268	103,810	47,099	
	1. 建 設 改 良 費	193,672	184,474	272,922	527,521	59,606	142,286	206,280	252,500	252,500	275,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	706,555	718,579	723,029	699,578	664,014	618,928	588,563	544,437	506,734	468,886	421,210	383,421	337,661	290,864	256,735	229,435	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他	-	20,176	34,848	23,404	-	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	
計 (D)	900,227	923,229	1,030,799	1,250,503	723,620	762,044	795,673	797,767	760,064	744,716	622,040	584,251	538,491	491,694	457,565	430,265		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	598,703	609,146	612,069	588,672	392,636	354,963	336,203	384,995	391,547	352,796	372,288	371,990	374,705	357,426	353,755	383,166		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	-	-	388,126	318,537	330,747	334,833	350,479	331,644	357,386	357,228	359,841	342,562	338,750	365,764	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	28,302	-	33,255	24,161	3,324	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他	-	-	-	-	4,510	8,123	5,456	16,907	16,907	17,828	14,901	14,762	14,863	14,863	15,005	17,402	
計 (F)	-	-	-	-	392,636	354,963	336,203	384,995	391,547	352,796	372,288	371,990	374,705	357,426	353,755	383,166		
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	598,703	609,146	612,069	588,672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)	7,366,178	6,741,999	6,184,770	5,764,392	5,115,677	4,595,549	4,072,186	3,753,084	3,450,725	3,213,258	2,916,039	2,649,078	2,386,088	2,154,774	1,932,569	1,710,544		

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 支 分		808,340	827,758	822,984	812,743	656,591	652,537	653,636	620,540	625,429	634,329	633,395	636,892	644,372	653,375	662,597	670,648
	うち基準内繰入金	664,587	664,112	640,025	593,461	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933	502,933
	うち基準外繰入金	143,753	163,646	182,959	219,282	153,658	149,604	150,703	117,607	122,496	131,396	130,462	133,959	141,439	150,442	159,664	167,715
資 本 的 収 支 分		89,866	111,029	101,468	110,107	279,590	259,743	293,675	133,092	109,797	94,905	97,667	67,706	61,021	46,623	41,185	37,961
	うち基準内繰入金	75,800	77,349	79,785	78,996	80,784	73,231	70,319	66,005	61,608	57,995	52,295	48,439	43,398	38,213	34,335	31,111
	うち基準外繰入金	14,066	33,680	21,683	31,111	198,806	186,513	223,356	67,087	48,189	36,911	45,372	19,267	17,623	8,410	6,850	6,850
合 計	898,206	938,787	924,452	922,850	936,181	912,280	947,311	753,632	735,226	729,234	731,062	704,598	705,393	699,998	703,782	708,608	

第6章 経費回収率向上に向けたロードマップ

1. 下水道事業における経営戦略の目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。

経営指標の目標値

指標	意味	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	令和17年度 (目標)
経費回収率	経営の効率性	64.2%	67.0%	70.0%
		うち公共下水道 89.9%	92.0%	95.0%
		うち特定環境公共下水道 33.1%	35.0%	37.0%
経常収支比率	経営の効率性	101.7%	100%以上	100%以上
企業債残高対 事業規模比率	経営の健全性	132.5%	120%以下	100%以下

2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

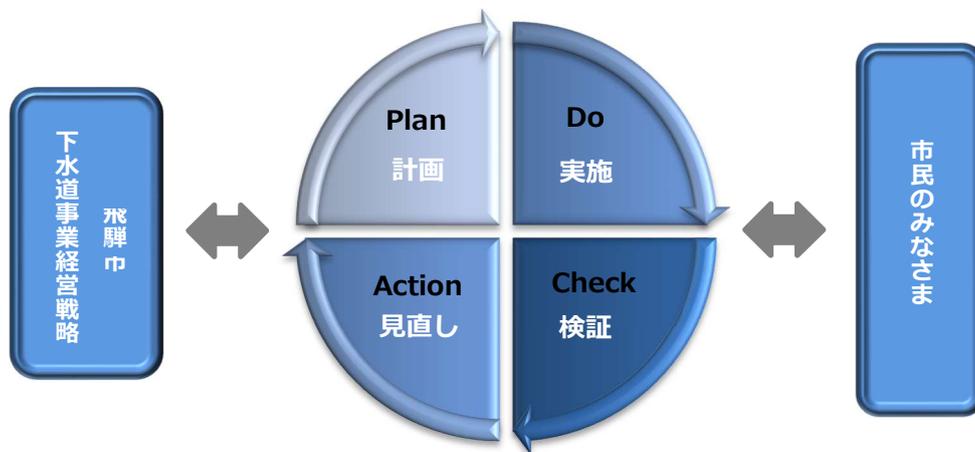
国土交通省より、「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日国官会第29901号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡令和2年7月22日）が出されたので、同文書に基づき経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略更新		→ 中間見直し					→ 次期計画策定			
使用料改定の必要性検討					★					★
目標指標の評価	→ 毎年度、継続したモニタリングを実施									
現状分析	→ 毎年度、継続したモニタリングを実施									

第7章 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、少なくとも5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析するとともに、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）により、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民のみなさまへ公表します。



図表 6-1 PDCA サイクルのイメージ